

昭和38年度

同和地区実態調査報告書

(徳島県徳島市一宮地区)

同和对策審議会

目次

I 選定の理由	3
II 地区概況	4
沿革、立地条件、人口、生活慣行、婚姻関係、産業基幹構造、 生活環境、教育文化、地域団体活動、社会福祉資源の設置利 用の状況、社会病理、同和行政と財政、差別事象	
III 精密調査の概要	33
1. 人口状態	33
2. 家族および婚姻関係	37
3. 職業および労働	40
(1) 職業および就労形態	40
(2) 産業基幹状況	47
(3) 事業所の状況	51
(4) 雇用状況	53
4. 生活環境	54
5. 生活水準	59
6. 教育と宗教	64
7. 別居家族の状況	65
8. 地域活動	67
9. 生活福祉	70

10. 生活意識 73

11. 社会意識 80

12. 人権意識 87

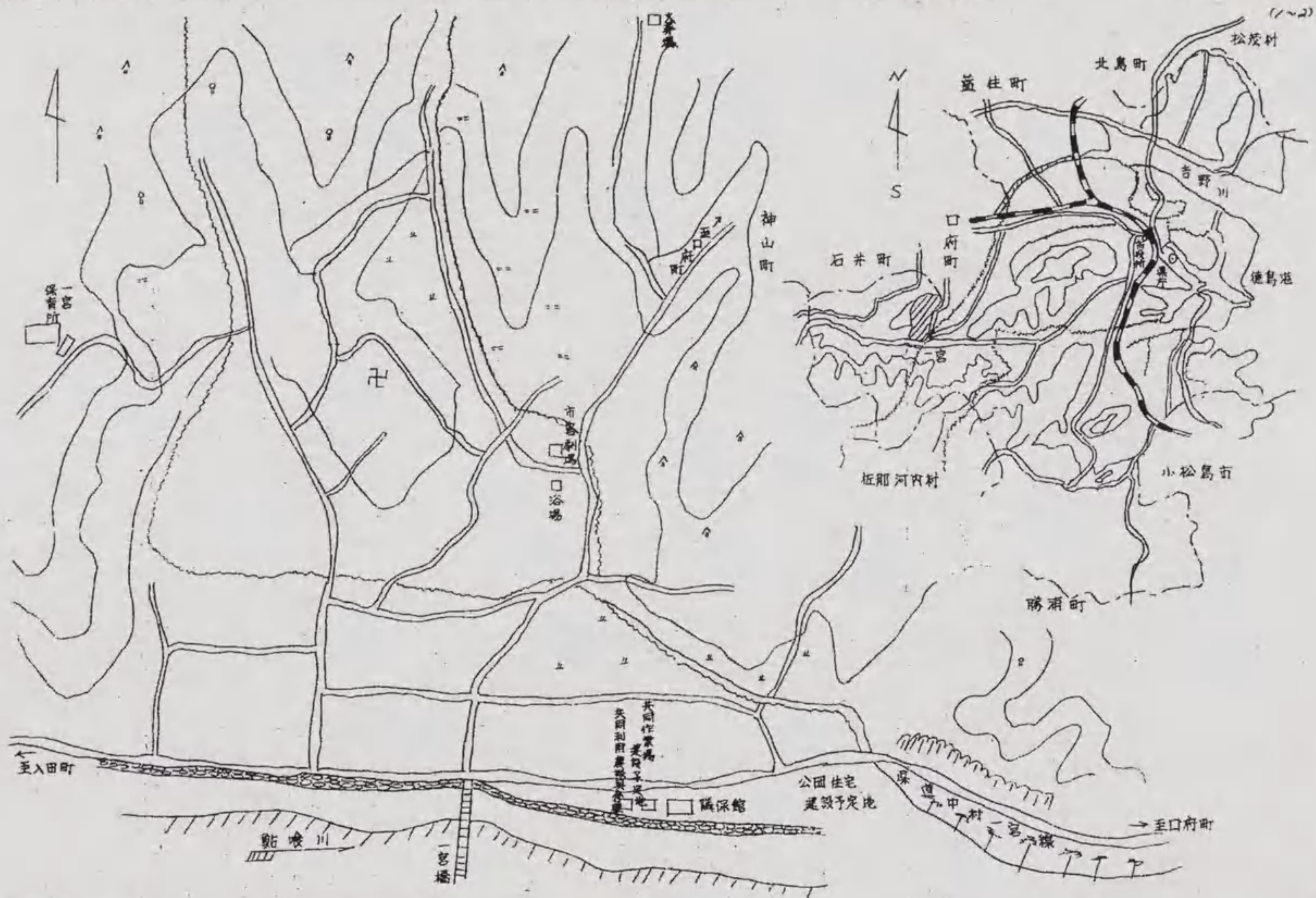
13. 差別問題 90

14. 生活欲求 91

15. 差別意識 92

IV 総括 102

V あとがき 121



I 送定の理由

この調査は、同和対策委員会調査部会が行なったものである。この調査の責任者は、同審議会の専門委員山本政夫であるが、実地調査については、徳島県民生労働部厚生課に一任した。この調査を実施した期間は昭和38年6月16日から同月30日までの間であって、その調査主任は徳島県民生労働部厚生課主査前田治氏であり、また同課主事藤本一氏が助手となって、これを取りまとめたものである。

この調査については、世元の徳島市一宮町西田地区の34名の人々が調査員となり、ほか4名がこれに当った。その調査世帯数は、地区内35ノ世帯、地区外66世帯であって、そのほか地区内に拒否一世帯がみられる。

なお概況調査については、徳島県、市の関係者をはじめ上八万中学校、一宮小学校、関係警察署等の協力を得た。

つぎにこの地区を、調査対象として送定した理由としては、その主なものとして下記の3点があげられる。

1. 農村地帯の中における農業、工業業および日雇労働を中心として生計を営んでいる典型的な地区であること。
2. 人口の移動が少なく、明治以前からの人口の増加と労働のあり方について、特に顕著な特徴が現われていること。
3. 勤労にはげむことによって、その生活を上昇し、また福祉施設の効果によってその改善に相当の成果をあげた地区であること。

Ⅱ 地 区 概 況

ノ 沿 革

この地区の沿革はかなり古い。古来の言い伝えによると、南北朝時代の四国管領細川氏（北朝方）が、阿波山長武士の最東端一宮城（現在も城跡あり）の城主小笠原長内守（南朝方）を攻め落し、阿波の国を平定しようとしたことに始まる。細川氏は、板野郡に居を構へていたため、一宮城との間は、直線にして僅かノミ料であるにもかゝらず、その間に、吉野川、鮎喰川の二大河川があり、四国山脈の東端にある一宮城は西へ西へと自然の山岳城となって、容易に落城させることが出来ず、細川氏入国してノミ年目によりやく落城させた。そのとき一宮城主の忠臣六右衛門、六左衛門の二人は、小笠原長内守の持命を受けて、現在の西町地区（一宮城より約ノミ軒）に家系ノミの人数と共に落延したが、追手のために全員玉碎した。しかし六右衛門、六左衛門の兄弟のみが、この地区の谷合いに身をかくし、戦後の来るのを待っていたが、ついに野戦をえずそのまゝ住み着いたと伝えられている。

時は移って徳川の初期、隣村国府町よりいわゆるエタ身分の佐藤某（現在も子孫がある）がこの地に乗り住み、ついで同人の家族も移り来り、徳川中期には、家族が生居を構えていた。そこを今も六軒美中とも言い、また元株ともいっている。それからさらに前株（鮎喰川系）出居教と称していったのである。

ついで現在よりノミ年前、この地区がノミ戸になったころ、いまの町郡寺の前身寺廟庵を建立した。その当時の生活をみると、近村の柴牛馬の取りたづけに従事し、そのかたわら草履つくり等の内職を営んでいたようである。明治初年にはノミ戸となり、今日のように繁栄した地区ではなく、家屋数もかなり余裕があり、日雇い或いは雇いを利用して徳島市と各面山分の仲将（置換乗）等を営み、ゆっくり生活していた。

しかし差別は極めてひどく徹底的であった。徳島市の旅館は絶対着泊を許さず、商店は品物を買い、金を支払っても又いらい金に入れ、冷えてしまった後によりやくしもうと云う程徹底したものであった。飲食店でもどろろ杯食べるのも戸の口で立ったまま別の器に移して食べさせた。こうした差別は大正の初期までつづいている。

戸数は大正初期には約ノミ戸になり、その当時の職業は半数はエタ労作、半数は鮎喰川上流より徳島市まで木材を筏にして運搬していた。また徳島からは塩、砂糖、干物類、反物等を、面山分からは豆類などの雑穀等を運搬していた。その後次第を止め、天びん車から大八車による陸上運搬に変わった。さらに大正中期より昭和ノミ年頃までは、大八車が両面車による置換に替わり、軍の徴用車に召集されるほどになった。昭和ノミ年頃には実に馬の数もノミ頭を数えるに至った。またこの地区の人々が、耕地を買い入れたり、小作したりして、よりやく農業を営むようになつたのもこの時期のことである。

以上で明らかたように、この地区の戦前の生活はかなり安定していた。それについては、大正5年一宮尋常高等小学校校長として赴任してきた木村和蔵氏がこの地区に住み込み、生活改善勸励財蓄を奨励したことと、ついで、現徳島県厚生課長兼前田治氏が、昭和9年3月一宮尋常小学校訓導としてこの地区に赴き、青少年の育成と地区の経済更生に力を注いだことなどが大きな役割りを果たしている。

ついで戦後の状況をみると、戦前から戦中にかけて徳島更生の道を辿ったこの地区も敗戦によってまったく一変した。戦時中、男は死召し、馬は徴発されても戦後の生活は婦女子によって支えられ、軍需奉造の資金の成金も他の村落に比して、はるかに良好なほど献身的であったにもかかわらず、敗戦のショックは大きく失望の余り自暴自棄に陥ってしまった。すなわち緊張から虚脱状態に陥り一時は、マニマニ、マニマニの本場と化した。加うるに露前者等の一時しのぎ的な生活も反映して豪遊酒の放蕩による虚脱も絶えず存じ、まったく暇もあてられない状態と存った。

しかしこうした自暴的な生活も永くは続かなかった。昭和24年朝鮮動乱の影響を受けて、好景気が訪れると、建築業がさかになり、この地区の中からも土産業者を営む者も次第に多くなり、土木界内に従事するものもその数を増した。またこれに加えて、観望改革によって小振地が手に入り、食糧自給の途も開けていった。このようにして企業につくものが多くなり

地区の生活は再び前向きに進むことになったのである。

ついで昭和30年、町村合併によって徳島市に編入されるやこの地区からも市会議員を送出することとし、若野久の坂井環氏を候補者に押し立てて地区全体をあげて立候補させた。そのことによりこの地区の意識を統一し再建の途を進むために大きな役割りをあげている。その後は生活も次第に向上し、再び戦前にも勝る健全な地区として伸びつつある。

2 立地条件

この地区は、徳島市の中心部よりバスで25分、市の北部を流れる鈴喰川東部の川辺の丘の上、30度から50度の傾斜地に在る。この地区はもと、名東郡上八石村の一部とよばれていたが、昭和30年2月の町村合併によって徳島市に編入された。だが、この地区は孤立している。周辺の村落といえは川市200米の鈴喰川を隔てて一宮町東町と、その西部に隣接して国府町があるのみである。けだし陸の孤島というべきが、

この地区への交通は国鉄徳島駅より一宮町西町町の徳島市バスまたは徳島バスを利用することが便利である。その間約25分で西町に下車、それより徒歩10分で鹿野橋を渡ったところがこの地区であり、その目標としては38年に建設された一宮臨海館がある。臨海館前の鈴喰川沿いの直路は市道3号あり、トラックの通行も可能であるが、地区の中は30度から50度の傾斜地となっており、道中は2米以内、加うるに起伏が多く

当駅に乗り来る者も出系なし。したがってこの地区より単独または乗換に連う者はバスを利用するか、自転車、オートバイを利用している。

以上で明らかなるようにこの地区は、自然的にも社会的にも立地条件はきわめて悪く、したがって仕事をする上にも、また生活をする上にも、多くの不便を感じている。

3 人 口

昭和38年6月末現在の調査によると、この地区の総人口は1559人であって、その内訳は男799人、女759人となっている。つぎに地区人口をみると1535人(98%)となっており、その世帯総人口10人(2%)のみみられる。才3国人は1人もいない。

つぎに昭和10年以後における人口の推移状況を見ると、

- 昭和10年 1269人(男656人 女613人)
- ・ 20年 1286人(男516人 女770人)
- ・ 25年 1581人(男725人 女856人)
- ・ 30年 1863人(男943人 女920人)
- ・ 35年 1881人(男958人 女923人)
- ・ 38年 1552人(男717人 女775人)

となっている。これによると昭和25年から35年までの10年間は人口が増加しており、同38年にはかなり減少している。

なお一宮町東町地区の世帯数をみると、昭和25年は84世

帯、同38年は7ノ世帯となっており、この13年間に2世帯増加し、大体において横ばいの傾向を示している。

つぎに戦後におけるこの地区の人口の増減状況をみるとこの地区にも疎開者が60戸みられたが、24年には引き揚げてしまった。現在一般から流入しているのは僅かに7人のみである。この7人は地元の土曜業者で他府県の出稼労働者を養入れているものである。これによると地区外の人口の流入はさめめて少ない。

ところで、これまでの資料によって明治以前から今日までの人口の増減状況をみると、寛政中期には6戸であったものが、今から120年前には30戸となり、明治初年には35戸、大正初年には80戸、昭和7年には187戸、今日では35ノ世帯となっている。実に明治初年とくらべて、10倍以上に及ぶ著しい増加を示している。なお前田治氏の調べによると、戦前から戦後にかけて、同町内の東町地区及び西町地区をはじめ、なく県内・県外に転出したものは1ノ2戸に及んでいる。前にみた昭和25年から35年までの10年間にこの地区の人口がかなり減少していることは、この期間にかなりの転出者をみたことを明らかにするものといえよう。

つぎに人口増加の主な理由としては、結婚が比較的に容易であるために、次男三男も早く結婚し、全部分族して同地区内に居住するようになったことによるものであるといわれている。その意味では以上のようなこの地区における著しい人口増加の現

象は、部落人口増加の典型的なものであるといえるだろう。

4 生活慣行（宗教 結婚葬祭、消費生活）

イ 宗教 この地区の宗教関係をみると、浄土真宗（大谷派）336世帯（95.7%）、真言宗8世帯（2.3%）、創価学会3世帯（0.6%）、不明5世帯（1.4%）となっており、浄土真宗が殆んどその大部分を占めている。また、地区内にこの宗教の寺院淨土寺があり、この地区の人々を信徒としてその生活を支配している。

なお浄土真宗の慣習としては、春秋の彼岸会と、親らん、蓮如上人の法要講をノ回を行なっている。なお神社の祭礼は一般と同じ一宮神社の氏子で秋祭だけ行なう（昭和7年以降一宮神社の氏子として町民全体とともに祭事を行なっている）

ロ 結婚葬祭 婚姻は、5戸を除くのはかきわめて変遷であって、明治時代より、箱ノ井、豆橋3丁ですまじといわれている。その反面、婚姻は必ずかき極費で行なわれることが、結婚を容易にし、ひいてはそれが人口激増の原因ともなっているといえるだろう。

葬祭については、地区内に不幸のあった場合は、全世帯が10円づつ、概出して火葬までの経費をまかぬ。不幸のあった場合にはノ切費担をかけない習慣である。しかし法要については僧侶を数名招き、多くの経費をかけることが古くからの習慣となっており、その改善が望まれる。

ハ 消費生活については、既述の通りである。消費物資についても掛け買いを概して現金買をとっており、買値することを取とする風習がある。

つぎに貨幣としては、布田簿、水道簿、現金簿等があり、20人乃至30人をもって構成され、その現金も月額1,000円程度のもので多く、その運営は良好である。

5 婚姻関係（通婚 通婚圏）

イ 通婚は地区内婚が70%、地区外同和地区との関係が25%、残り5%が自由結婚による一般民との結婚となっており、そこには著しい封鎖性がみられる。

ロ 通婚圏についてみると、この地区を含めて奈良市内が90%、県内の他の同和地区との関係が5%、残り5%は県外となっており、その範囲は極めて狭いことがわかる。

なお離婚の傾向は殆んどみられない。しいていえば地区内の20才未満のものの離婚の場合、1%程度の離婚がみられるがそれも地区内で再婚している例が多い。

6 産業経済概観

イ 産業経済の概要 この地区における産業経済の概要としては、その三要素は、農業と土木業であって、その他若干のサラリーマンが受入れられる。反面において土木労働者、失業者等々の居る階層がみられるが、その経済生活は既述

実業であって、向上線を世りつゝあり、かなり安定してきたといふところだろう。

ハ 産業 この地区の農家世帯数は106世帯であって、総世帯数35ノ世帯の30%に当る。その耕地面積は24町5反であって、1ノ世帯平均2.5反歩である。主な生産物は、ほとんど米麦にかざられており、その売上高は金に換算すると、約700万円とおる。つぎにその需用状況をみると、106世帯のうちその大半は家族消費に充当している。

また農業の季節変動については、その耕耘期は殆んど米麦に限られているために、春秋の田圃時と収穫期に労力が集中し、その他の時期は土産業をはじめ土木労働等に従事している。

なお農業経営の状況をみると、その大半は2反歩以下の零細な小規模農業経営にすぎず、辛じて食糧の自給をはかる程度であって、経営上特にこれという特徴は見られない。つぎにこれらの農業経営者は、全員一宮農業協同組合に加入しているが、組合経営が組合長の不正行跡（つかい込み）によって不振をきわめているために、ほとんど利用困難な状況である。またその反面において大半の農家は自家用米を生産しているにすぎない現状からみても、組合の利用はそれほど重視されていない。

したがって技術、資本、金融の状況等についても特にこれという特徴は見られない。

なお共同化については、共同利用農機具（耕うん機、脱穀機等）を利用しているが、経営規模が小さいために共同化もそれほど進んでいるとはいえない。

ハ 地区産業 ——この地区には、古い歴史的なつばがりをもち皮革、靴靴業、革製品業、漬物業などのいわゆる卸茶産業は全くみられない。あえていえばそれに代るものとして明治以後土木労働に従事した者が多かった町屋から、戦前から戦後にかけて土産業がしだいに発達してきた。その状況は下記の通りである。

現在の工業業者は17世帯とあっている。その内訳は事業所を地区内にもつものは12世帯、地区外にもつものは5世帯であり、自営4世帯、下請13世帯とあっている。

つぎに事業資金をみると、500万円以上4世帯、以下13世帯となっており、その使用人員は年間を通じて多いものは常時50人以上を雇用しており、少ないものは7人程度となっている。

この地区の人々が土産業を独立してやるようになったのは大正初期2世帯、中頃7世帯、昭和中頃12世帯、現在（戦後）17世帯というように年と共にしだいに増えてきた。現在の状況をみると、自営業者はかなり利益をあげているが、下請業者はそれほど恵まれているとはいえない。なお使用人の70%は地区内であり、残り30%は地区外から雇い入れて

いる。

以上で明らかのように土産業は、この地区の主要産業となっており、業者と労働者を含めてこの産業によって生活を支えているものは少なくない。

二 労働力

沿革によって明らかのように、土地・資本・技術等に恵まれないこの地区においては、明治以来その豊富な労働力によって生活を支えてきたといってもいいすぎではない。いまその労働力の有りかたをみると、およそ下記の通りである。

I 就労先人口は 地区内 139人 (37%)、地区外 241人 (63%) 計 380人となっている。

II 主要産業別就労人口は、生産 (工農) 139人、商・サービス業 52人、事務員 37人、農業 106人、失対労働者 31人、其他退職者、会社員、工員 234人となっている。

III 就業先の企業形態をみると、個人 365人、会社 187人、自公庁 37人、学校 8人となっている。

IV つぎに就業先企業の業態、労働条件費金等は下記の通りである。

個人 (工産業) の場合は、日雇約 50%、常雇約 50% であって、労働時間は 8 時間、平均給料は 1 日 600 円程度である。安全衛生状態は概ね良くない。会社 (工農) の場合は、常雇であって、8 時間労働、その賃金は月平均

12,000 円程度である。安全衛生状態はかなり良い。自公庁、学校 (教職員) の場合は、労働時間 8 時間、月給 25,000 円程度である。安全衛生状態はよい。失対労働者は、男 6人、女 25人であって、その賃金は男 450 円、女 340 円である。

その他農業を営んでいるもので、農事の余暇を利用して、他の農家の日雇 (若干) や土工仕事に従事しているものもかなり多い。その賃金は 600 円程度である。

ところで最近の傾向をみると、失対労働者の中には安定した仕事に転換する事を希望する者が受入れられるが、向題は零細企業では健康保険や失業保険の上に難点があり、その反面安定度の高い大企業や中企業に就職する事は困難な状態である。

V つぎにその社会的役割りをみると、この地区の労働者は勤労意欲に富み、健全な労働力の供給源として、県内においてもかなり高く評価されており、産業の発展に参与するところ少なくない。

2. 生活環境

イ 道路整備状況 結喰川北部の山麓地帯の傾斜地に約 350 戸の家屋が密集しており、徳川中明には 6 戸であったものが、道路下水等の計画なしに発展してきたため私有地が公に使用されたり、細い道、曲った道がそのまま排水路になったりし

ている。矢張り、市費で施行改修されたのは全体の $\frac{1}{3}$ 程度である。残された大きい道路整備事業は、(1)市3カ、長さ5Km、(2)市2カ、長さ4Km、(3)市1カ、長さ3Kmである。

ロ 街灯設置状況 昭和30年までは私設の街灯があったため公道に照明はなかったが、戦後が交わり、また街灯は必要とし、地区では狭い道、曲った道で最も夜間に安全な街灯は公灯か々灯、私設か、の灯にすぎない。したがって夜間の歩行者その他若少年の被害の上から危険な点が多く、公灯の設置を要望する声が高い。

ハ 下排水、し尿処理状況 現在地区民の最も要望しているのは下排水の整備である。山麓の傾斜地にある地区であるために一度大雨が降ると、土砂が流れ込み、密集した家屋の中で平野部（川に近くなった所）は、川底が上って停滞し悪臭を放ち、紅土上極めて悪い状態にある。現在下排水は(1)市3カ、長さ2.5Km、長さ1Km、(2)市1カ、長さ2Km、長さ1.5Km、(3)市0.5カ、長さ1Km、長さ3Kmである。し尿は糞便が肥料として処理しているが、化学肥料等の影響でやがて問題化するであろう。

ニ し尿処理状況 肥料に利用している何もあるが、その半面、鉾喰川に捨てるものも少なくない。

ホ 上水道整備状況 昭和32年に簡易水道が出来たが、現在引込んでいる家は全戸数の約 $\frac{1}{2}$ であって、幹線から自宅まで引込むのに1万円以上要する家庭では家庭に引込むこと

が出来ない状態である。これらの世帯は溝をもうけて貯蓄をして水道を引込みたいと努力をしている。

ヘ 墓地火葬場の状況 (1)墓地 墓はつくらない。死去してノ年だった今日に京都東本願寺の納骨堂に納める。(2)火葬場 市内の山麓に簡易火葬場があり、葬組のものが交代に火葬のすべての仕事をして経費ノ文も要さぬように出来ている。

ト 河川状況 地区の南麓を面より東へ流れる鉾喰川（吉野川支流）があり、河川改修が最近に完成し、大洪水の際の害いも解消した。地区の南に清流が流れ堰致の上からも夏の子供の水遊び、主婦の洗濯物等に大いに利用され、またない河川敷は夏期の収穫期には共同作業場となり、鉾喰川より取る恩恵は大きいものがある。しかし現在の橋は大水が来ると潜水橋となるために、地区の動脈なので、永久橋にしてほしいという地区民の声は大きい。

ケ 住宅状況 差別の対象になるような不安な住宅が27戸、納屋の2階、家の横へのさしかけ、ノ壁に2世帯等住宅に不自由な世帯数カ、3戸、計70戸の新築を必要とする状態である。その他はしだいに立派な家になり、鉄筋コンクリート等の近代的家が数を増しつつある。

2 教育・文化

1 学校教育状況

この地区の児童・生徒が通っている学校は、小学校は一宮

小学校、中学校は上八万中学校、高等学校は城東、城面、城南高校等である。一宮小学校は町内東町にある。この地区よりの距離は0.7キロメートルであって、児童は徒歩で通学している。

上八万中学校は、上八万町下町にある。この地区よりの距離は約2キロメートルであって、生徒は徒歩または自転車で通学している。

城東高校は、市内田宮町にあり、地区よりの距離は8キロメートル。城南高校は、市内各東町にあり、地区よりの距離は6キロメートル。城南高校は、市内八丁町にあり、地区よりの距離は10キロメートルであって、生徒達はいずれも自転車で通学している。

つぎに小学校及び中学校の教育状況をみると下記の通りである。

二 小 学 校

一宮小学校の児童総数は男232人、女212人、計444人であって、そのうち西町地区の児童数は男151人、女138人、計289人であり、全児童の65%を占めている。教育については、地区児童を学級別に考慮するような特別取扱はしていない。

つぎに学級別地区児童の比率は下記の通りである。

学 級	全児童	地区児童	率
1 / 1	30	20	66%
1 / 2	30	21	70
2 / 1	31	21	61
2 / 2	30	22	73
3 / 1	35	25	71
2	35	19	54
4 / 1	41	28	68
2	39	27	69
5 / 1	45	25	56
2	43	32	75
6 / 1	42	25	60
2	43	24	56
計	444	289	65

これによると、1学級当りの児童数は平均37人であって、文部省の標準に比して極めて少ないことが注目される。

つぎに地区児童の就学状況をみると、未、不就学はなく、女1人が病氣によって長期欠席となっている。なおこのほか町民児童者の中には、家庭の教育に対する無理解と本人の怠惰があげられる。

地区児童の学業成績をみると、低学年の比較では「中」という結果が出ており、高学年になるにつれて「中下」が増えている。なお全体としては、一般児童と比較して15%弱が

上位を求めており、全般的にはやっかっている。

つぎに各種補助についてみると、育英奨励は行なわれていないが、その他の補助状況は下記の通りである。

各種補助	地区児童	一般児童	平均額
教科書	56人	5人	280円
学用品	3人	21人	200円
修学旅行	12人	4人	750円
昼食	8人	2人	100円
給食	39人	16人	450円

となっており、特に教科書や給食の補助については、一般児童に比して部落児童の数がはるかに多いことがわかる。

つぎに同和地区の児童への教育、指導の実績と効果、方針についてみると、下記のとおりである。

A 従来の教育動向（例えば補習教育、読書奨励、集団登校など）については、地区児童を対象として放課後教室で、学習のおくれているものや、家が留守のもの等を担任の先生が直接指導している。また欠席者や行動のよくないものについては、家庭訪問や電話連絡放校を利用している。交通の組織をつくり集団登校を実施している。

B 指導上の留意点については、能力別指導に重点をおいて国語点の除去、学習の習慣を低学年から身につけさせるために、宿題の提出点検に注意している。又学力不振児には、よくわかる身近な方法をとり指導している。

国語評を並行してことばや礼儀（道徳）に注意している。
C 教育指導の方針については、しっかりした子ども、仲よくできる子どもにするため、基礎学力の充実、道徳教育、同和教育の深徹、個別指導、情操教育の奨励、健康教育の重視を方針としている。

D 同和教育の実績と効果については、校内外に於てみんなが協力調和性が出てきた。特に学校給食法による完全給食の実施から校内においての個々の児童がいじけず、劣等感からくじけたりすることもしなくなり、更に積極的姿勢に変わってきた。

つぎに地区児童の問題点をみると、非行については、果実、レンゲ巻をとったり盗したりすることもあり、ナイフを持っているとか、あるいは危険な鉄砲を遊び道具にするものが見られる。また男女の協調性が少なく、女児をけなし、掃帚などを女児だけにおしつけたり責任をおすりつけたりする。

Ⅱ 中学校

上八万中学校の生徒総数は男267人、女298人計565人であって、そのうち面町地区の生徒数は男98人、女177人計275人であり全生徒数の31.5%を占めている。教育については、地区生徒をクラス別に考慮するような特別扱いはしていない。

つぎに学級別地区生徒の比率は下記の通りである。

学 級	全 体	地区生徒	%
1 A	41	18名	44
B	43	17	41
C	43	17	41
D	43	18	42
2 A	40	10	25
B	41	17	41
C	39	18	46
D	39	14	36
3 A	44	8	18
B	45	13	29
C	43	17	39
D	44	8	18
合 計	505	175	35

これらの地区生徒のうち、不就学のものはなく、欠生徒は、(断続)男2人・女1人であってきわめて少ない。

つぎに教育についての問題点としては、

- (1) 義務教育に対する関心が少ない。
- (2) 経済的に貧困で恵まれた教育環境に恵まれていない。
特に両親などの理由で欠席をする。
- (3) 幼児のときからの基礎的しつけに欠けており急げぐせ
がついている。
- (4) 学習が難しくしてとりつきができてにくい。

(5) 家族構成や住居の変更などによる習慣的な学校放棄の
考え方

(6) 地区民全般の教育に対する考え方、なお徹底してい
ないことなどがあげられる。

地区生徒の成績をみると、特に優秀なるもの男7人・女
11人計18人、成績悪く劣るもの男39人・女21人
計60人であって、男子とくらべて概ね女子が優秀である。
この優れている生徒は県内優秀高校といわれる学校への進
学も可能である。

つぎに一般地区生徒との比較をみると、中上以上のもの
は18%であってかなり少い。数学、理科、英語の教科が
全級にわたる。

つぎに各種補助についてみると、育英資金とみるべきも
のはないが、その他は下記の通りである。

各種補助	地区生徒	一般生徒	平均額
教科書	38人	75人	1,020円
学用品	16人	23人	179 450円
修学旅行	8人	10人	2,000円
医 療	6人	2人	175 1,000円
通 学	14人		149 450円

以上のように一般生徒と比べて、各種補助を受けている
地区生徒の数はかなり多くなっていることがわかる。

つぎに地区生徒への教育 指導の実際と効果 方針につ

いてみると、下記の通りである。

A 学力向上のための夜間補習を週3回開いて夜間で指導をつづけている。また環境美化、レクリエーションのため子ども会を結成し、また沼津学園を通じて、良い子を作る研究会を開いている。

B 指導上の指導法については、毎学年度末の会をばっさりさせ個々に施した方針を打ち出した指導をしていくことがあげられる。

C 教育、指導の方針については、地区のためにも連合を人権づくりを目標として、それに基づく諸計画をたてて発表していくこととしている。

D 同和教育の実績と効果については、地区生現会が同和会の援助で実績をあげているので、それが子供の限界、言葉づかい礼儀等にいたるまで効果をおあらわしている。また卒業前でも高校進学率がよく、就職状況及びその経過も大體よくなっている。

つぎに同和地区生徒の向度（非行、犯罪、集団化など）については、社会情勢、特に新聞、テレビ、ラジオ、映画、雑誌等の影響を受け、それさまぬて実行にうつす傾向がみられる。また略として、異性との不純交際、暴走、オートバイ乗り、暴走、暴力等の不純行動、光熱携帯所持、トグルーフでの喫煙等の傾向がみられるが集団化の傾向はみられない。

つぎに中学卒業生の進学並びに就職の状況を見ると、昭和37年度においては、男6人（30%）、女3人（10%）、が高等学校に進み、男14人（100%）女2人（100%）が集団就職等によって、それぞれ職に就いた。残り女生徒30%は、洋裁、読書、家庭手伝等にわかれている。なお最近の進学率はしだいに増加している。

ところで、この地区の児童、生徒が通学している一宮小学校と上八石中学校は、昭和32年郡部から沼津市に編入された学校であって、市内の学校と比べてその設備は不十分であり、教材も不足しているというように、あらゆる点において著しく劣っている。またその地区が経済的に恵まれていないために、PTAなどの協力によって、その内容を充実することも容易ではない。すなわち以上のような教育費条件の不備、不充足等と、教育上の大きな妨げとなっている。而して学校当局は、へき地教育振興法を適用するか、または特別の行政措置によって、その内容の充実をはかって欲しいと強く訴えている。なお、学校当局の話によると、この1、2年の間に地区の父兄の教育に対する関心がしだいに高まってきて、PTAや婦人会等の協力は、むしろ一般地区と比べてかなり高いものがあるということである。

III 高等学校の進学状況

昭和38年現在の高等学校の進学状況をみると、

公立高校 全日制 25人 (男15人 女10人)

同 定時制 7人 (男4人 女3人)

私立高校 18人 (男2人 女16人) 計50人となっている。

これらの生徒はバスまたは自転車通学している。

奨学金を受けているものは、育英資金5人、同和奨励資金6人、母子資金1人となっている。

なお大学進学者をみると4人となっている。その内訳は、同志大学2人、明治大学1人、東洋大学1人であって、このうち1人は同和奨学金を受けている。

9 地域団体活動

この地区の地域団体としては、青年団、婦人会、子供会、町会、民会、同和会などがあげられる。これらの地域団体の状況は、下記の通りである。

イ 青年団は、資力向上のため学習、奉仕、スポーツをやっている。

ロ 婦人会は、母親自身の向上、婦人の使命を究うするために活発に活動している。

ハ 子供会は学習、奉仕、運動を通じ、よい子になるために努めている。

ニ 町会は5つに分かれており、生活向上に努めている。

ホ 民会は県・市の公務員、政取員、保母等が会員となって、相互の切磋と、地域の実情につとめている。

ヘ 同和会は環境、経済的状況の改善、教育の向上のため、戸から戸の委員が出て努力している。また同和促進のためのものづくりと実践につとめている。

つきに以上の地域団体の参加比率は下記の通りである。

青年団	30%	婦人会	70%
子供会	100%	町会	80%
民会	100%	同和会	100%

これによく明らかのように、この地区における地域団体の活動は青年団を除くほぼ活発な活動であって、着々成果を上げている。しかし、あえていえばその活動は生活を高めるための福祉活動の中心であって、産業活動や文化活動はまた不十分であるということになる。

ただし、越前調査によると、その状況はかなり違っているように見受けられる。

10 社会福祉施設の設置利用状況

ア 社会福祉施設としては隣保館、保育所及び児童所の三施設がある。そのうち隣保館と保育所の利用状況は極めて良好であるが、児童所は中程度である。

保育所並びに児童所はかなり古く、改装の必要が認められ

る。右の公民館は、游楽館と兼用であり、児童遊園地はまだ設けられていない。

イ 民生委員、人権擁護委員、母子相談員、婦人相談員、司法保護司、職業改良普及員、生活改善普及員、青少年指導員等はすべて置かれている。これらの委員等は、その任務に基いてそれぞれ活動しているが、特に下記の委員等の活動の必要が認められる。

Ⅰ 地区住民の協力を得て、児童委員、司法保護司の積極的活動をうながす必要がある。

Ⅱ 生活改善普及員を設置することが必要である。

ウ 生活保護

Ⅰ 生活保護世帯数と世帯数と地区人口に対する比率についてみると、昭和38年度においては、世帯扶助2世帯8人、生活扶助17世帯59人、医療扶助3世帯24人、教育扶助28世帯47人となっており。

Ⅱ 一般地区における保護状況との比較をみると、一般地区保護率平均（10年間）22.9%に対して地区保護率平均（10年間）43.3%となっており約2倍に達している。

Ⅲ 昭和26年以降地区内保護率の推移と理由についてみると、昭和26年には37.7%であったが、その後は横ばいになり、やがと向きで38年には、43.4%になっている。この点については特別な理由は見当らず、保護基準改訂による自然増と思われる。

エ 保健衛生活動について

保健衛生活動については蚊と蠅をなくするために毎年4回市内4ヶ所に下水掃除を行なっている。その他市立生薬と連絡して市役所と旧金町の2回薬剤を散布している。

この消毒に使用する薬金は出ることにしており、出ない金は300円を地区長に納めることになっている。なおその金は薬剤を搬入する資金に充当される。

なお昭和38年より青年会会務所の奉仕により毎年4回保健所で健康診断を行なうことになった。健康診断には内科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科、婦人科等の一斉検診を受けることができる。

オ 公的貸付制度の利用状況、国民年金加入状況、福祉年金支給状況については下記の通りである。

Ⅰ 公的貸付制度としては、母子福祉資金、育児資金3人のみである。世帯更生資金は利用されておらず、これらの資金の活用が極めて低い。

カ 失業対策事業従事者

失業対策従事者は、男6人、女25人、世帯数は30世帯であって、全世帯中の比率は9%となる。

賃金は、日男450円、女340円その労働日数は、1ヶ月平均24日である。なお最近の傾向としては、夫が失業から安定した就労を求めているものが15人程いる。小企業や零細企業では連年保険や失業保険等の保険制度が乏しく、その

大企業や中企業では資金は困難なもので足踏みの状態である。

11 社会面

昭和37年度における非行・犯罪件数は、傷害5件、非行5件計10件となっている。最近の傾向をみると、非行は窃盗により生計のたしにしているというものであり、出来心から犯す失所窃盗である。また暴力により取圧して傷害を加えたものである。

なお過去10年の傾向をみると、終戦後の虚脱状態から自暴自棄、無責任、放蕩な生活態度をするものが多かったが、昭和26、7年度より次第に社会的に客付き、同和事業の積極的取組、同和教育の推進等により犯罪件数が漸減し、現在に至っては上記の如き状況となり、その結果を期し警察、防犯委員、赤十字、民生委員等が中心となり努力をしている。

12 同和行政と財政（過去3～4年程度）

ア この地区における昭和35年から同37年までの3年間の同和対策事業の実施状況は、下記の通りである。

予 算 額	
35年度	572,000円
36年度	1,892,000円
37年度	10,370,000円

イ 事業内容（事業内容）

35年度補助事業（県費）	下排水	322,000円
〃 〃 単独事業（市費）	道路下排水	300,000円
36年度補助事業（県費）	下排水、宅地造成	1,582,200円
〃 〃 単独事業（市費）	道路下排水	309,300円
37年度補助事業（県費）	隣保館、道路、天同利用、風呂、浴室	
	給水	8,092,000円
〃 〃 単独事業（市費）	道路下排水、排水工事	
		518,000円

ウ 財 源

37年度において自己負担1,000,000円を課せられているが、それ以外はすべて公的援助の補助である。なお35、36年度に比して、37年度予算が膨大した理由はこの年度からモデル地区事業が実施せられたからである。

エ 今後になされること

- Ⅰ 施設施設の充実を図ること
- Ⅱ 住宅の改修と衛生をはかること
- Ⅲ 大地区整理事業を行なうこと
- Ⅳ 道路、下水の完備をはかること

ロ 差 引 事 象

（施設関係について）

隣保館の出来たり、地区道路がよくなっていく姿をみて、

一般側には抵抗感を抱く人々もあるがさほど向慮ではない。更に環境、経済、政治の面からすすめてほしいという一般の人が大多数である。

ロ 人間関係

地区の人々は、つき合いにおいて言動が粗野であるが、腹がきれいと言うことで一般地区の人々が地区内に入出入りし、又地区の人々も外へ出かけて気分よくつき合っている。しかし結婚がスムーズに行くまでにはまだかなりの時間を必要とする。

ハ 産業関係

工業系が多く、いわゆる雇用主が地区にあり一般の人在寒肉期に労働者として使用している。また日用品（豆腐、味噌）は一般の商人が毎日地区に売りにくる。大工、左官が地区にはノ名づつしかいないため、一般地区からきているものも多い関係で、よい影響を与えている。但し一般の資産者階級のうちには狭まった優越感をもっているものもあることも確かである。

なおこの地区におけるモデル地区事業計画は、37年度から同40年度まで4ヶ年計画で実施されることになっている。37年度の実施状況は前記の通りであるが、38年度以降の実施計画をみるとその概要は下記の通りである。

38年度（厚生省関係）道路下水、収養場
2,894,000円

38年度（農林省関係）養蜂具 1,904,000円

計 4,798,000円

39年度（厚生省関係）道路 4,251,000円

司（文部省関係）西体育設 85,000円

計 4,336,000円

40年度（建設省関係）住宅 10,000,000円

以上のほか地区建設費として昭和37年から39年度迄の3ヶ年間に累計30,000,000円が充てられている。

上記のモデル地区事業計画が実施された際においては、その生活環境は著しく改善され、この地区の姿は全く一新されるものと推測される。

III 調査の概要

ノ 人口状況

1) 世帯数と人口（表I-1、II-1）

この地区の世帯数は351、人口は1,558人である。一世帯平均は4.4人となり、最近の一般的傾向からみて、この地区は比較的多いとみられる。世帯員数をみると、1人世帯すなわち単独世帯が23（6.6%）もあり、世帯員数で4人世帯が最も多く76（21.6%）ついで5人世帯が68（19.1%）、3人世帯が54（15.4%）、6人世帯38（10.5%）の順で、9人以上という大世帯が18（5%）とな

っている。

(2) 性別・年齢別にみた人口構成(表I-2、II-1) 合計で見ると男の方が多く779人で、これに対し女は759人である。これを年齢階層別に男女合計で見ると、0-9才が最も多く16-19才がこれにつき、青年層では20-29才が15.3%、30-39才が14.4%でやや接近している。60才以上の老年層は135名(8.7%)、うち80才以上の高齢者は12名である。さらに男女別に年齢階層を見ると、合計数でみたのと同様の傾向であるが、合計数の多い男でも0才-9才、15才-19才、50才-59才、60才-69才の層では女よりも少ないことが指摘される。

つぎに世帯主と配偶者について年齢階層別にみると、つぎのような特徴が示されている。すなわち世帯主では、30-34才が最も多く16.2%を占め、ついで50-54、45-49、40-44、35-39才の順で、12%から10%程度の比率で接近している。24才以下の若い世帯主は僅か1.4%で、19才以下の世帯主は1人である。この並に、70-74才で2人、75-79才で8人、80才以上で5人計4.6%の高令世帯主のあることがみられる。配偶者では世帯主同様に30-34才の層が最も多く18.8%を占め、ついでこれに近く20-24才の17.9%があり、以下35-39才、40-44才、50-54才、45-49才の順であり、世帯主とは順位にいささかの相違がみられる。19

才以下は1人であるが、20-24才は11人、3%で世帯主よりも高率で、並に70才以上には80才以上に僅か1名あるのみである。

(3) 世帯移動について

(4) 家の現住地定着性(表V-1)

世帯人口の定着性の問題を説明するこの一つとして、次に家の現住地定着性をみてみたい。これを家の居生期間についてみると、明治以前から居住している家は92.8%を占め、これは、いわゆる「土世のもの」といわれるものであり、ここに大きな特徴が見いだされる。したがって明治以後は移住してきた家であるが、それは明治年間には無く、大正年間4、戦前・戦中の昭和年間7、昭21年-30年は6、昭31-35年は7、昭36年以後は1であって計7.2%に過ぎない。次に、これと関連するものとして、世帯主の出生後の世帯移動状況についてみると、次のとおりである。

(1) 世帯主の出生後の移動状況(表V-3、V-4)

世帯主の出生後に「移動経験あり」が87.5%で、残りの12.5%は移動経験がある訳である。これで見ると大部分は移動したことがなく、前項の家の定着性の古いことと殆んど一致し、人口移動が余りなされていないことを示している。移動経験あるもののうち「戦後移動あり」が5.8%で最も多く、大正年間4%、戦前の昭和年間が2.2%

明治年間には0.5%の頻度、比率の上では前項の定着性の
場合とやや異なっている。この移動経験のある世帯主々々
について、移動回数をみると累計53回と写っているが、
これを回数列にみると、1回が最も多く67.3% (39)
2回が25.7% (15)、3回が6.9% (4)であって、
4回以上の移動経験者はいない。

(1) 地域移動の理由 (表V-5)

理由事項は、累計9ノ件に及んでいるが、その内容をみ
ると、就労が25.7% (2ノ件)で最も多く、ついで結婚
の24.7% (20件)、転居の12.5% (15件)で、こ
の3者以外の合計が30.9% (25件)で、このうち転居
が14件を占め、元来3件、新築2件、その他6件
があげられている。

(2) 家族員の出生地別にみた特徴 (表V-2)

さらに、地域移動に関連する事項として、世帯主、配偶
者その他家族員の出生地別にみると次のような特徴がみら
れる。まず世帯主35ノ名については、その96% (33)
が同和地区出生であり、一般地区出生は僅かに4%にすぎ
ない。同和地区出生のうち同一地区出生が92.6%を占め、
他の同和地区出生は他県内が3.1% (9)で、県外は矢
張り1ノ名である。一般地区出生のうち県内が46% (8)、
県外では大阪、兵庫、滋賀、岡山、福岡の5府県に属して
いる。つぎに配偶者245名についてみると、その93.8

% (230) が同和地区出生であり、一般地区出生は6.2
% (15)である。出生が同和地区のうち80.3% (187)
が同一地区であり、12.5% (33)は他の同和地区で、
このうち県内が僅か1名である。配偶者の一般地区出生の
うち同県内が12名で、他県は大阪、東京、鳥取の各1名
である。このように、世帯主と配偶者の出生地については
同一地区内の出生が大多数を占め、その他の地域における
出生は極めて少ないという特徴を現わしている。

さらに、これを父母、長男、長女の合計380名につい
てみると、父母(36)はすべて同和地区を出生地とし、
そのうち3名が県内であり、長男、長女も99%までが同
一地区出生であり、僅かに長男に3、長女に1が一般地区
を出生地としている。また、この他の家族員582名につ
いても、その99%は同一地区または少数の同和地区出生
で、僅かに6名が一般地区を出生地としているにすぎない。
以上によってみても、この地区の人口の移動が甚だしくお
いこの一面を示しているといえる。

なお、地域移動に関連する事項として、現在地に今後と
も居住するかどうかという居住意識の調査結果については
生活意識の調査として、のちに示れることにする。

2 家族および婚姻関係

(1) 家族類型 (表Ⅲ-1)

家族関係については、さきに一部を述べたのであるが、これら家族を類型別にみると、単独世帯が6.6%、核心家族が50.2%、拡大家族が20.5%、次級家族が22.7%となっている。核心家族のうち「世帯主+配偶者+未婚の子」という構成の家族が45.5%を占めて、何れの類型よりも絶対多数である。このように近代家族の形態である核心家族が半数を占めているとはいえず、一時的にみてこの地区には特に多いとはいえない。次級家族のうちでは「世帯主+子供」という類型が最も多いのであるが、ここで注目されるのは、これら次級家族の合計が全体の2割余に及んでいることである。拡大家族や次級家族の類型の中には、伝統的同居者を含んで構成しているものがみられる。また単独世帯には比較的老年者が多い。

② 配偶関係と婚姻関係

(1) 同居家族の配偶関係(表Ⅱ-2)

これを世帯主中心に性別別にみると、世帯主では、その72.1%の253名が有配偶者であり、2%の7名が未婚者である。すでに死別したもの74名の21.7%、離別しているものが3.1%の11名となっている。世帯主の配偶者に死別したものが多いのは、比較的年長者が多いからであるといえる。父(母)41名中の有配偶者は8名で、29名(70.8%)は死別している。長男189名中有配偶者は18.5%の35名であり、死別・離別は各1名である。

以上3者以外の家族員中有配偶者は合計しても僅か21名であり、互令の関係で大多数が未婚者であることはもちろんである。

(2) 結婚形態(表Ⅱ-4)

以上の結婚至成年者の結婚形態についてみると、世帯主では、見合が44.7%に対し、自由が51.3%、父(母)では、見合が47.8%に対し、自由が50%、長男では、見合が25.4%、自由が31.3%となっており、このように、遂じて自由婚が見合婚よりも割合が高くなっていること、この地区の特徴といえる。

(3) 初婚年令(表Ⅱ-6)

さらにこれらの初婚年令についてみると、世帯主では19才までのもの20.8%、20~24才台が52.6%で最も多く、25~29才台が16.6%、30才以上が3%であり、これで見ると19才までの初婚者が2割余もあり、24才までの合計では8割に及び比較的早婚であるといえる。つぎに配偶者では、19才までのものが53.5%で最も多く、20~24才が41.6%を占め、初婚年令は男子よりも女子の方がその比率が高い。世帯主の母においては、19才までの67.3%を占め極めて高率である。また長男においても24才までが77.8%を占めている。このように概してこの地区では早婚者が多いといえる。

(4) 離婚について(表Ⅱ-7)

通婚圏の状況を、まず世帯主の職業についてみるとその 77.6%は同和地区出身者であり、その配偶者は 93.7%までが同和地区出身者であり、しかもその大部分は調査世帯出身者である。同和地区外出身者は僅か 15 ケース (6.3%) にすぎない。他方、同和地区外出身者で調査世帯出身者が配偶者であるものの 6 ケースがある。いわゆる同和結婚の程度はこのようであるが、ここでは部落民と一般民、一般民と部落民の間の結婚の事例がみられるわけである。世帯主のほかでは、女母、長男、長女、次男、3男、3女、4男、祖父、母などのうち長男において同和地区外出身者との通婚が 1 例みられるだけで、他は同和地区内に限られている。

3. 職業および労働

(1) 職業および労働形態

(A) 職業構成 (表 VI-1)

この世帯の職業構成を 97 名 (義務教育終了後の者) について、その合計をみると表のとおりである。これによると、無職が 38.7%を占めているが、有職者のうちでは、一般単純労働者が 30.8%で最も多く、ついで比較的に多いものでは農林業の 11.2%、事務系労働者の 6.2%、商・サービス業主の 4.2%の順となっている。この地区では単純労働者が合計で 34.3%を含め、比較的高い比率であることが特徴であるといえる。一般単純労働者では、工

取 業		人数	比率
世帯主	無 職	0	0
	農 林 業	111	11.2
	製 造 業	2	0.2
	商・サービス業主	42	4.2
	その他の営業	30	3.0
長切用労働者	事務系労働者	61	6.2
	技術系労働者	22	2.2
単純労働者	大 対	34	3.4
	一 般	305	30.8
	そ の 他	1	0.1
無 職		387	38.7
合 計		972	100.0

などの工業関係従事者が最も多い。事務系労働者には市役所関係の公務員が相当数含まれる。これを家族の世帯別にみると、世帯主では無職が 12.2%で、有職者のうちでは単純労働者が矢張り最も多く 47.4%で有職者の半数以上を占め、ついで農林業 19.1%、商・サービス業主 8.2%、大対労働者 6.5%の順であり、配偶者では、無職が 73.9%を占めており、その有職

者 26.1%のうち農林業従事者が 11.8%、単純労働者 8.2%で、この両者が大部分を占めている。長男以下の男子では農林業が極めて少なく、一般単純労働者が 6割以上を占め、ついで事務系労働者である。長女以下の女子の約 4割は有職者であり、そのうち単純労働者と事務系労働者が比較的に多い。

(B) 家族員別にみた副業 (表 VI-3)

以上の主業の構成に対し、家族員の副業について、その有無を合計でみると、無しが 92.1%で、有りが僅か 7.9

%とになっている。これを家族員の地位別にみると、世帯主ではその15.6%が副業をもち、これはありの合計の7割に当る。つぎは配偶者で、その6.1%が副業をもち、これはありの合計の約2割に当たっている。その他の家族員は全体で、ありの合計の1割にすぎない。つぎに「あり」の内訳を員本別にみると、副業の種類は、6種に及んでいるが、このうち農業が57%を占め、最も多い。つぎは工で14%、あとは自営、内職と続いているが、その他は殆んど1人という状況である。世帯主の副業は矢張り農業が最も多く、農業を副業とする世帯の63%を占めている。配偶者もこれが2割余に当たっている。つぎに多い工では世帯主が7割を占めている。このように農業を副業としている世帯の多いことは、農業従事者の率を高めることになっている。

(1) 世帯の就業状況 (表 VI-1、VI-3、VI-1')

(1) の就業状況を、自営、雇用、単独、兼業と大別し、これを世帯主、配偶者、その他の家族員別にみると次のとおりである。(1) においては就業状況を主としてみたのであるが、ここでは調査対象者992名についてその就業状況を主としてみてゆきたい。主業を主として場合別統計中で無業者384名(38.7%)で、残りの608名(61.3%)が就業しているわけである。就業者中の世帯主の就業については(1) においてみたとおりであるが、主婦においては82.8%の就業率であ

職 業		人 数	比 率
世 帯 主	自 営 業	118	33.6
	雇用労働者	24	6.8
	単独労働者	167	47.4
	小 計	309	87.8
	無 職	42	12.2
合 計		351	100.0
配 偶 者	自 営 業	38	15.5
	雇用労働者	6	2.4
	単独労働者	20	8.2
	小 計	64	26.1
	無 職	181	73.9
合 計		245	100.0
その他の家族員	自 営 業	29	7.3
	雇用労働者	53	13.4
	単独労働者	153	38.6
	小 計	235	59.3
	無 職	161	40.7
合 計		396	100.0
総 計		992	100.0

り、副業においては15.6%の就業率である。配偶者は主業においては26.1%就業しており、その他の家族員では49.3%すなわち約5割が就業している。その副業においては面看とも極めて低率である。また自営、雇用、単独の3者に対する就業比率は左表の示すとおりであって、さきにも述べた単独の多いことが目につく。

つぎに各世帯別にその同居家族員中就業している人数をみると1人だけ就業している世帯が全体の47.5%、2人が29.2%、3人

が13.9%、4人が4.2%、5人以上が1.7%という割合である。1人も就業していない世帯は4.5% (16世帯)

もある。世帯主が無職だが、その家族員の就労しているのが各就労者数別に亘って計29世帯(57%)となっている。1人のみの就労世帯と2人以上の就労世帯とは前者が42.5%、後者が48%で相互に離れている。

(E) 出稼状況(表VI-4)

就労形態に関連するものとして出稼状況についてみるとこの世区では出稼者の総数が114である。家族員総数に対し0.7%にすぎないが、世帯数に対しては3.0%に当り、約3世帯に1人の割合で出稼者がいることになる。ここでは出稼の有無を調査しただけであるので、出稼先あるいは仕事の内容は不明である。

(F) 世帯主の転居と転・退居状況(表VI-5, VI-6, VI-7)

世帯主の転居につく前の転居とその就労年数について回答のあったもののうち集計該当件数が117であった。この117件について転居の合計をみると大別して自営業が45.3%、雇用労働者が10.2%、単純労働者が44.5%に分れており、自営業の前転では無職者が最も多く、商・サービス系主がこれにつき、雇用労働者では専業主婦の方が多く、単純労働者では一般が最も多い状況である。

つぎに、前転に就労した年数についてみると、30年以上も就労したものは僅か2件で、6~10年のものが最も多く39件、5年以内のもの27件で、この合計66件で

56.3%を占めている。つぎに11~15年が20件と多い。これを業種別にみると、大抵就労年数に比例しており、特産というものは見いだされない。

この前転就労年数と多少関連するものに、転居回数と転居理由がある。世帯主のみについてみると、その転居回数では、4回が最も多いが人員は僅か1人である。3回のものも僅か1人で、2回が11人、1回が109人となっている。この場合の集計によると、世帯主の転居理由は229(65.2%)であって、122(34.8%)が転居していることになる。

つぎに、転・退居の理由を回答のあった集計111件について、社会的理由によるものと自発的・家庭的理由によるものとに大別してみると、前者は53、後者は58(不明3を除く)で相半ばしている。理由のうち前者では、低賃金によるもの半数を占め、時代の交代(10)とか競争のため(3)とか具体的でないもの、定年(7)、失業(6)などがある。後者では、転居費用のため(12)とか生活安定のため(7)とかいう家庭的なものが多く、家族の死亡(8)、家業相続のため(5)、事業不振(4)、傷病(3)など10款項目に亘っている。

(G) 転居者について(表VI-9, VI-10, VI-11)

義務教育終了後の現在、転居のもので回答のあった被調査者336名について、まず転居者で現在就労していない理

田を合計してみると、下表のとおりである。

種別	家事	学業	親・老親	働き場 がない	受給 準備中	自動車 免許所	少年院
人数	243	26	72	11	1	1	2
比率	68.3	7.3	20.2	3.0	0.3	0.3	0.6

このように家事を理由としているものが最多であるが、それは配偶者において多数を占め（155）、その他の家族員の女も大部分を占めているからである。つぎに疾病・障害の多いことな特徴的であって、これは世帯主、配偶者、父母において大部分を占めている。特殊な理由として僅か5件であるが、少年院に收容されているものがある。世帯主では老衰・疾病が最も高率である。世帯主、配偶者、父母以外の家族員では、家事、就学が理由であるものが比較的多数を占めている。

つぎにこれら愚取のものについての前取の状況をみると、下表のとおりである。

	営業業			雇用労働者		単純労働者		前取なし
	農林業	商・サービス業主	その他の 自営業	事務系 労働者	技能系 労働者	失対	一般	
人数	25	5	1	15	6	1	42	261
比率	2.0	1.4	0.3	4.1	1.7	0.3	11.2	72.4

注 農業、製造業、単純の一般なし

以上の表の示すとおり、無取者合計のうち前取のあるものは26.4%である。愚取別では一般単純労働者が最も多く、ついで農林業であるが、事務系労働者も多い方である。漁業はもちろん製造業はゼロである。世帯員については世帯主では一般単純労働者が断然多く、配偶者では一般単純労働者、事務系労働者、農林業の3種が比較的多いことが特色とみられる。その他の家族員では父母に農林業と一般単純労働者が大部分であるほか、自立した傾向はない。

さらに以上の前取をもつもので、失業または高額の長期を明らかにしたものについてみると、下表のとおりである。

種別	戦前途中	昭和0～20	昭和21～25	昭和26年以降	合計
人数	10	40	25	16	91
比率	11.0	44.0	27.5	17.5	100.0

表示のように、前取あるもので失業または高額の長期をみると、すべて昭和期以後であって、それ以前は皆無という状況である。戦後数年間の激動時期に失業、高取したもののが最も多く、とりわけ戦後10数年間に7割余を占めていることな巨につく現象である。

(2) 職業経営状況

この地区において農業を主業として営んでいる家族員の総数は106、これを副業としているもの46であることは、さきにみたとおりであるが、これらの経営状況についてみる

と次のとおりである。

(i) 土地利用形態 (表 VI-12)

まず「田」について耕作面積別にみると20～29畝が最も多く29.8%、つぎが10～19畝(22.4%)、30～39畝(19.5%)の順で、この合計で71.7%を占めており、全く副業程度とみられる9畝以下は10.5%もあり、反面、専業農家とみられるものは1.7%程度にすぎない。これら耕作地の大部分は自営地であって、小作地は2畝以下に3以上の状況であることが、この地区の現状とみられる。

次に「畑」地についてみると、耕作面積では9畝以下が61.1%を占め、極めて経営規模の小さいものが多い。10～19畝の28.2%で、最も大きいものが50～59畝の1.2%である。大部分が自営地で、小作地は僅か2である。

「草場」を利用しているものは僅か2世帯で、いずれも9畝以下であるに過ぎない。

「樹園地」を営んでいるものは6であるが、いずれも自営地で、9畝以下が半分、29畝までが半分という耕作面積である。なお「山林」については、利用者(54)の27.7%までが1町歩以上であるが、3町歩以下が55.5%を占めている。

以上のよう上、地帯の両方で各農家の土地を利用してい

るが、大部分は小規模な家で、専業農家としての経営規模を営するものが少ないことが、土地利用形態からもいえる。

(ii) 主要な養殖物 (表 VI-13)

各農家の土地からの主な生産物の種類をみると、田では99%までが米、麦であることは、地帯的特徴であり、畑では主として野菜であり、米麦も少しく伴っている。樹園地からは柿、みかん、桃、梅干とを産出し、山林では松、杉、椎茸などである。

(iii) 世帯別にみた家畜数 (表 VI-14, VI-14')

家畜9種類についてみると、飼育している世帯は非常に少なく、最も多く飼育している「にわとり」にしても僅か10%の世帯しか飼育していない。つぎは「豚肉用牛」であるが、これも僅か6.7%の世帯しか飼育していない。したがって、それぞれの数量においても多くなく、にわとりでは、6～10羽が13世帯、11～20羽(6)、21～50(1)、51以上(1)が飼育する程度で、5羽以下が14世帯である。豚肉用牛では1頭が22世帯、2頭が1世帯あるだけである。豚の頭数も少なく、6～10頭が1世帯、11～15世帯で33頭である。豚には、乳用牛、豚、めん羊、山羊、兎、あひるの6種を合計しても20頭にすぎない。

このように家畜数の多い世帯が多いのであるが、これらの場合を専業、兼業農家別にみると、専業農家(6)では、

9世帯中で使用率は、概ねほぼ全然なしであり、オ一種農業農家(27)では、やはり「なし」の農家が多く、にわとりと猪肉用片において僅かに低率という状況であり、他種においては90%乃至100%反りである。オニ種農業農家では、悉くオ一種と同様に猪肉用片において少しく低率であるだけで、むしろ「なし」の農家はオ一種よりも高率である。

(二) 世帯別にみた農業機械利用形態(表VI-15, VI-15')

さらに農業経営型態に関連する農業機械利用形態についてみると、合計では畜力を含めて6種類の農業機械それぞれでは30%乃至10%しか利用していない状況であって、これを利用形態別にみると、自己所有が累計62世帯、共用が139世帯、賃借りのうち農協が56世帯とその他から107世帯(賃借り計163)と取っている。減額種別を利用形態別にみると、自己所有では、動力脱穀機が20世帯で最も多く、原動機(18)、動力噴霧機・動力散粉機(8)、畜力(7)、動力耕うん機(5)、穀播機(4)の順となっている。共用では、動力耕うん機が最も多く96世帯で、これは10世帯乃至15世帯で共用している場合が多い。畜力以外4種の機械も6乃至14世帯が共用している。賃借りのうち農協機、散粉機を農協から借りている世帯が最も多く(33)、脱穀機と穀播機をその他の方面から借りているものが最も多い。なお営業用として1

世帯が穀播機を利用している。

農業機械は、前述の土地利用形態と対照した場合、この程度の利用であるとしても、日本農業の機械化の傾向にある程度順応しているといえる。

このように農業機械利用のない世帯が多いのであるが、これを農家類型別にみると、専業農家では、各農業機械利用なしの世帯が56.3%乃至52.5%であり、オ一種農業では2.4%乃至88.9%、オニ種農業農家では16.7%乃至93.6%である。農業農家が比較的利用なしの率が高いのは共用が多いからであろう。

(三) 世帯別にみた雇用労働の有無(表VI-16, VI-16')

雇用労働の有無については回答総数は189世帯で、無世帯数の53.8%にすぎないのであるが、これについてみると、雇用労働ありの僅か13世帯で6.9%にすぎない少数である。なしの世帯158は専業労働力によるもの、26は交換労働力によるものとなっている。なしの合計は176世帯93.1%に反っている。これを農業世帯の類型別にみると、専業農家、オニ種農業農家においても90%まで雇用労働なしである。逆にみれば大部分が家族労働および交換労働によっているわけである。

(3) 事業所の状況(表VI-17, VI-17')

調査系に記された該当事業所数は60を数えたが、その産

業別うちわけは、一次産業2、二次産業25、三次産業33ヶ所とになっている。一次産業の少ないのは、記入漏れあるいは種別のみ記入しその他の事業を殆んど記入していないものが多かったためであり、実数はこれより多いと思われる。その他の事業所についても同様の事由のものがあり、したがって事業所の実数も幾分か多いとみられるが、ここでは集計されたものについてみていくことにした。事業種別わけは、一次産業では農業2、二次産業は建設業23、製造業2、三次産業は小売・卸業29、サービス業4となっている。これらの事業所の所在地は、地区内21、地区外9である。形態についてみると、個人が29、法人が二次産業に僅か1で、独立しているもの46、下請が14である。この下請形態は二次産業においてのみで、独立形態よりもやや多い。事業所規模を雇用労働者数によってみると、雇用労働者が32で半数以上を占めている。4人以内が6、20人以内が19、50人以内が1、50人以上が2となっており、20人以上の雇用労働者数をもつ事業所は二次産業のみである。以上によって、この地区の事業所は大部分が零細企業といえる範囲に属している。事業運営に必要な金融面では、地区内個人によるもの10、地区外なく、一般金融機関によるもの41で最も多く、公的金融機関によるもの僅か2である。金融を受けないもの9となっている。

14) 雇用状況

1) 雇用の一般状況(表V1-18)

地区の事業所状況でみてきたように、各種の事業所に就業しているが、その雇用関係の一般状況についてみると、事業の産業種別は商業・製造業・工業系・サービス系・公共団体などであるが、このうち商業・工業系の数が比較的に多い。これらの事業所に雇用されているものの総数266人について、これを雇用状況の5項目別に雇用者数すなわち従業員数の状況を合計でみると、まず従業員数の所在地別では、地区内に39.6%、地区外の県内に62.7%、同県外に7.7%従事しており、地区内の県外よりも少ないのは、その事業所数や規模からみて当然であるが、その逆さるとはいえない。家族員の地域別にこれを含めても大部分は地区外の方が多い。つきに雇用関係では、常雇の方が多く67.8%を占め、臨時は32.2%であって、不安定従業員が約3分の1を占めているわけである。従業員数の規模別にみると、20人以内に50.6%、50人以内に20.7%、51人以上に14.6%、4人以内に12.1%の順で、小企業従業員が多い。事業所の種類別では、個人は69.4%と断然多く、以下法人に19.9%、官公庁に10.1%、任意に0.6%の順であって、従業員数規模別と照合している。官公庁に30人雇用されていることによって、地区住民の就業上の社会的進出の遅延を知ることができるであろう。

さらに就取の方法別にみると、縁故によるものが74.3%で断然多く、以下試験によるものが14.5%、取次を通じてのものが5.5%、その他が5.5%となっている。なお、あとの4項目を通じて家族員の地位別の状況を見ると、父には一人の重所看はなく、母には法人重所所に1人あるだけであること、孤獨者において常雇よりも雇請がやや多いこと、就取の方法で男は縁故が断然高率であるが、女は試験が縁故よりもやや低率であること、これらのほかにも性別の差は見られない。

(四) 賃金額 (表VI-19)

つぎに、以上の事業所従業員賃の賃金額についてみると、10,000円～15,000円の階層と15,000円～20,000円の階層の賃金額の者が相匹敵し、ともに約23%であることが特徴的であり、つぎが20,000～25,000円が19.6%、5,000～10,000円が12.3%の順である。5万円以上のものに定常主で1人、長男で2人、その他の家族員の男に1人計4人である。なお、女の方に賃金額の少ないものが高率であることはいうまでもない。

4. 生活環境 (住居状態)

地区の一般生活環境については、地区概況においてもふれたが、ここではとくに住居状態について調査の結果を解説する。

(1) 所有関係と住居形態 (表VII-1)

所有関係を所有と借家別に見ると、持家92%対借家8%という状況である。借家は私営が大部分である。持家が大部分を占めていることが、住居状態の一つの特徴である。

つぎに住居形態では、専断、借家ともすべて一戸建てが93%を占め、団体が5.5%で、特殊な形態としては事務所内に居住するものが1.5%がある。アパート、寮、長屋は皆無である。住居形態でもこのような特徴をもっているが、のちにみる生活要求に現われているように住宅についての問題が存在する。

(2) 住居空間 (表VII-2、VII-3、VII-4、VII-5)

(1) まず戸数についてみると、4戸の世帯が最も多く35.9%を占め、ついで6～10戸の17.6%、3戸の15.4%と続き、11戸以上は僅か1世帯である。1戸が39世帯(11.1%)もあるが、これは居住形態の借家の数と単純世帯数とに対応していると思われる。この部屋数を同居世帯員数別にみると、1人世帯では1戸が最も多く、3戸、4戸、6～10戸が同数である。2人世帯では2戸と4戸が同数で最も多く、つぎが3戸である。3人世帯では4戸が最も多くあり特に率が高い。4人世帯以上ではそれぞれ4戸が最も多くである。1戸だけで家族員が7人という多い世帯が2あり、5人が3、4人が7、3人が7、2人が6世帯

あり、また又間で7人世帯/、6人世帯/、5人世帯/と
いふ状態で、この事実からも住宅の問題がみいだされる。
(四) 世帯から住居状況を見ると、11~20 畳の世帯が44.7%を占めて最も多く、21~30 畳が23.4%、31 畳以上 11.1%、この3段階で8割強を占めており、残りの2割強は10 畳以下で、殊に4.5 畳以下は4.8% (1.7 世帯) もある。10 畳以下の世帯数と20 畳以下の世帯数とは殆ど符合し、全く同数の73である。同居世帯数別に世帯数をみると、1人世帯では1~4.5 畳が最も多く、2人世帯から6人世帯までは11~20 畳が最も多くあり、7人世帯では21~30 畳が最も多くである。1~4.5 畳に同居世帯員の最も多いのは5人で1世帯あり、同様に5~10 畳には7人な3世帯ある、1人で21~30 畳の住居にいるものも4世帯もあり、また2人で31 畳以上を占めているものなる世帯もある。

以上、住居種類、部屋数、畳数のいづれからみても共通の問題がある、さらに住居空間に關連して世帯および建築年数についてみるとつぎのとおりである。

(V) 延床では、20~30 坪が30.8%を占め、以下10~19 坪の25.4%、15~19 坪の19.7%、5~9 坪の17.2%、31~50 坪の5.4%、1~4 坪の3.9%という順となっている。調査票の記入に誤向の虞はあるが、集計の結果は以上のとおりである。

(六) 建築年数では昭和2年~10 年間のものが最も多く22.7%、つぎは大正年間のもの13.8%、明治年間(それ以前を含む)が15.5%で、昭和10 年以前という建築年数を定めているものが62%余を占め、40 年、50 年以上の年数に至る、老朽化しているものが多い、昭和11 年以後30 年までは5年区分毎に5.3%乃至8.2%に分けられており、昭和31 年以後のものは7.4%を占めている。さらに住居種類別にみると、普通木造以外はすべて昭和31 年以後の建築であり、普通木造は昭和31 年以後のもの以外は上庄のとりである。

(七) 住居構造は、77%までが普通木造であり、その他は鉄筋10%、ブロック1%あるのみである。

(3) 家賃・間代 (表VII-7)

家賃 間代について記入されたものの集計によると、49 ケースのうち「なし」が42.9%、実数21で半数に近い、残っているもの27のうち、2,000 円以内のもの15、3,000 円以内のもの3、計57.1%となっており、3,000 円以上を支払っているケースは多い。

(4) 宅地の状況 (表VII-8, VII-9, VII-10)

まず所有関係では、所有地が93.8%、借地が14.2%、不明2%となっているが、住宅所有関係同様に登記が大部分

を占めているところには地区の異なりがある。その点では30～49坪が28.3%で最多、以下50～99坪の26.2%、20～29坪が16.2%、100坪以上12%、10～19坪が9.7%の順であり、9坪以下の狭小なものが4.8%（異数17）もある。ところで借家は異数50ケースもあるが、何れも地代を支払っていないことに注目される。

15) 住宅設備状況（表VII-11、VII-12、VII-13）

1) まず用水設備についてみると、水道の設備のある世帯数は、全世帯数の半数50.1%であるが、それは専用43.6%、共用6.5%という内訳である。井戸は52.8%設置され、その専用は41.1%、共用11.7%と分れている。台所は29.5%が設備し、それは専用21.5%、共用8%に分れており、便所は28.3%が設備し、それは専用84.6%、共用13.7%に分れ、風呂は29.6%が設備し、それは専用25.4%、共用4.2%に分れている。排水設備は全世帯に及んでいるが、それは専用70%、共用10%に分れており、そのうち不良なものな38.4%もある。排水設備の不良なものが多いところに問題がある。以上にあげた各設備中共用のものは大部分が1～5軒で共用しており、便所に水道で2ノ軒以上共用が1ケース、風呂で4～10軒が1ケースあるのみである。

2) つぎに光熱利用状況では、都市ガスの利用は僅かに1.4

%であり、プロパンガスの利用が58.7%に及んでいることは、さいきんの一級街傾向と共通しており、新築の利用率は矢張り多く66.4%であり、このほかでは電熱25.9%、石油コンロ6%という状況である。もちろんこれらの燃源は、いくつか併用されている。

3) 電灯数では、1灯が34.3%で最高率であるが、これは2部屋以上の世帯にも1灯のものがあることを示している。以下2灯（22.4%）、3灯（13.7%）、5灯（11.8%）、4灯、7灯、8灯、1灯、10灯の順で、11灯以上が2%（7世帯）あり、電灯のないのが1世帯で、石油ランプを使用している。

5 生活水準

1) 世帯収入（表VIII-1の1）

毎月の世帯収入を合計してみると下表のとおりである。これによると、30,000円以上が31.3%あるが、あとの68.7%は30,000円以下であり、そのうち10,000円未満は5.1%、20,000円未満になると約30%である。月

階 層	4997 以下	5000	7499	7500	9999	10000	12499	12500	14999	15000	17499	17500	20000	20000以上
世帯数	7	5	6	40	46	82	55	59	21	30				
比率	2.0	1.4	1.7	11.4	12.2	23.3	15.7	16.8	6.0	8.5				

20,000円から24,999円未満が23.3%であるが、これに続く25,000円までを合計すると45.7%を占め、こ

の所得階層が半数以上をとめているわけである。以上の世帯収入状況を世帯員数別にみると、1人世帯では25,000円以上の収入のあるものは皆無であり、2人世帯では40,000円までである。30,000円以上は4人世帯以上に分散して見られ世帯である。10人以上の世帯では収入30,000円以下のものはなく、9人世帯では25,000円、8人世帯では15,000円、7人世帯と6人世帯では10,000円、5人世帯では7,500円以下の収入であるものが多いという少額のものは7人世帯であるが、そのうち4人世帯でこの額に1世帯ある。以上の状況のみから、世帯の主な収入源を知るものがあることは、あとでみるところによって知ることができる。

(2) 収入形態 (表VII-2)

収入を単一収入形態と複合収入形態に分けて、その合計をみると、351世帯のうち前者は74% (260) 後者は26% (91) という割合である。これを収入源の形態別にみると、収入源別の総計は44%であるが、そのうち勤労収入が18.7%、財産収入が3.5%、扶養、仕送り、が3.1%となっている。このほか社会保険関係の恩給、失業保険金、傷病・休業手当金、福祉年金、生活保護、遺族年金などの合計が2.9%である。単一収入形態のうち勤労収入が断然多く、21.6世帯を占め、つぎは事業収入の33、扶養仕送りの6、財産収入の3、生活保護の2となっている。複合収入形態で

は、主として勤労収入が55 (15.7%) 世帯で最も多く、つぎは主として事業収入が25 (7.1%) で、その他では財産収入、扶養・仕送り、生活保護、恩給、失業保険金を主としているもの4万至10万帯である。勤労収入を主とするものでは無収入との複合が多く、事業収入を主とするものでは勤労収入との複合が多い。以上みてきたように、この地区の収入がいかに関勤労収入に依存しているかな分り、また社会保険制度による収入源の程度をも知ることができる。

(3) 世帯支出 (表VIII-1 の2 VIII-3, 4, 5)

(1) 毎月の世帯支出を合計でみると下表のとおりである。これによると、30,000円以上の支出階層は21.1%で、

あとの78.9%は30,000円以下で、このうち10,000

階層	4,999円以下	5,000~9,999	10,000~14,999	15,000~19,999	20,000~24,999	25,000~29,999	30,000~34,999	35,000~39,999	40,000~44,999	45,000~49,999	50,000円以上
世帯数	5	9	12	52	22	22	45	48	13	12	
比率	1.4	2.6	3.4	14.6	5.9	6.0	12.5	13.7	3.7	3.7	

円未満は7.4%、20,000円未満は45.4%を占めている。15,000円～20,000円の階層が最も多く23.4%であるが、これと併せて10,000円～25,000円の階層の合計が52.6%で約6割を占めているわけである。5万円以上の階層が3.7%に對し、その10分1以下の支出階層が1.4%あって対照的である。これを世帯員数別に世帯支出状況を見ると、1人世帯では30,000円以上の

支出は概ね、逆に、10人世帯では30,000円以下の支出はなく、9人世帯では20,000円以下の、8人世帯では15,000円以下の、7人世帯では10,000円以下の支出世帯はないという断片を呈している。支出が5,000円以下という小額世帯からもあるが、1人世帯4、2人世帯1に分れており、その上の1,500円以下の階層に4人世帯が1、3人世帯2人世帯1がある。支出階層面でも5万円以上と5万円以下という大きな開きが見られる。

四) エンゲル係数を合計してみると、30までは3.4%しかなく、41~50が12.5%で全体のうちでは最も多く、66~70(13.5%)、56~60(12.9%)、71~75(9.9%)の順に多い層である。61以上の計が49.8%とかなり高く、また、81以上が15%と高まっていることと合わせて生活に余裕のない層の多いことが分る。なお、支出階層別にみると、15,000円以下の層には係数40以下のものはなく、4万円以上の階層には66~85の層は皆無であるが、86以上に2世帯ある状況が見られる。その他支出階層別にみて、とくに多い係数はものが2、3層につく程度である。また職業別では61以上が自営業20.7%、雇用労働者32.5%、単純労働者50%、無職50%であり、無職の比率の高いことと雇用

労働者の低ことが目立っている。さらに家族員数別では、係数61以上が1人世帯43.4%、2人世帯52.6%、3人世帯62.9%、4人世帯40.8%、5人世帯47%、6人世帯54.2%、7人世帯50%、8人世帯41.7%、9人世帯60%であって、10人世帯1に81—85がある。

(4) 家財道具の所有状況(表Ⅱ-6)

家財道具のうち耐久消費財の所有状況を品目別に合計してみると、電化冷蔵庫20.8%、冷蔵庫12%、扇風機26.8%、自動炊飯器50.7%、自転車88.3%、單車46.7%、シン32.3%、暖房器25.1%などの所有比率であって、自転車の普及率の高いことが目につく。

(5) 新聞 ラジオ等の環境および聴取状況

(表Ⅱ-7、Ⅱ-8)

新聞を「とっている」のが41.3%で半数以下であって、「とっていない」が58.7%とかなり高いことが注目される。時々買うのが3.9%である。とっている新聞は大部分が地元紙である。雑誌をとっていないのが80.7%という高率で、

時々買うが13.9%もあり、とっているのが僅か5.4%である。娯楽娯楽の消費は20余種に及んでいるが、娯楽娯楽が最も高率で、あとは婦人雑誌、子供向け雑誌が比較的多い。新聞・雑誌の購読率に反し、ラジオ・テレビの方が普及率は高く、ラジオありが29%、テレビありが43.9%となっている。知的的な要素をもつものよりも娯楽的な要素のあるものの方が普及しているといえる。

6 教育と宗教

(1) 教育(表IV-1)

同区家族世帯ノ558名について、その学歴を調査した結果は以下のとおりである。世帯主で不識字が7.4%(26)もあって注目される。これは老令世帯主の多いことによる。就学者の学歴では高小新中平が28.7%が最も高率で、つぎが小中平の28.5%、小学中退9.7%、旧中高世新中平2.6%とあり、旧高世新短大平が0.6%、旧大新大平が1.1%と極めて低率である。つぎに配偶者についてみると、これにも不識字5.7%(1/8)もあることが注目される。就学者では高小新中平が52.1%が最も高率であり、ついで小中平25.3%、小学中退6.9%、旧中高世新中平1.6%の順であり、旧高世新短大平1.2%(3)が最も高小中平である。

このほかの家族世帯のうち父と母の大部分は高小中以下で、母に1人旧高中平がある。その反面母の約3分の1は不識字である。以上のほかの未就学者を除いて、741名の家族世帯についてみると、新大平1名、短大在学中1名、同中平1名という状況で、大部分は小中平または在学中、新中平または在学中である。以上の状況からみて、現在および将来の子女の教育の向上という面に対応があり、後述の意識調査によっても指摘しうるであろう。

(2) 宗教(表II-12)

世帯主と配偶者の宗教についてみると、世帯では真宗に属するものが95.7%という大多数を占め、ほかに真言宗2.3%、それにこの地区にも歴かなから(0.6%)別当寺会が属している。配偶者も真宗が95.5%で圧倒的であり、真言宗が2.9%、別当寺会0.4%となっている。このようにこの地区は伝統的に真宗で固まっている。

7 別居家族の状況(表I-2, II-3, II-4, II-3, II-5, V-6

V-7, V-8, VI-2)

別居家族の状況については便宜上一括して記述する。

- (1) この地区の世帯人口とみられる別居家族の人口合計は28人であって、男が26人、女が2人で59%対41%となる。家族数は53となっている。その年令別人口構成は、男女とも20-29が最も多く、54.2%と43.8%を占め計39人、次が男女とも15-19、30-39の順で計30人で、15-39に集中していることと、15-19および30-39は女の方の比率の高いことと14才以下が

僅か3人であることなどが特徴的である。これらの家族員数構成では、1人家族が62.9%(36)を占めていることがとくに目立ち、2人家族(10)、3人家族(6)、4人家族の(11)の順で、5人家族以上は全然ない。さらに性別別では、世帯主はもちろんに口であるが、配偶者も零であり、長男・長女の計が29.2%、次男・次女以下の男女の計が52.7%、この両者の合計で81.9%を占めている。その他の続柄のもの計は18.6%である。このように同居家族の手合者代と続柄重なるのは相対起している。

四 配偶関係では、配偶者ありが25人(32%)で、死別・高別による配偶者なしは僅か1人である。その結婚形態は見合5人に対し自由2人で、後者の方が遙かに多く、同居家族の場合よりも高率であることに特徴がある。

五 同居家族の居住地分布の割合をみると、不明1人を除き、同和地区居住者19人(24.6%)、一般地区居住者59人(75.4%)で、後者の方が遙かに多い。同和地区居住のうち同一地区と他の同和地区とが丁度半々であり、一般地区居住のうち同県内が6人であるのに対し、他県が4人(不明3を除く)で遙かに多く、6府県に亘り居住している。一般地区居住のうち次男以下の男子23人、次女以下の女子14人の合計37人で75%を占めていることになる。

六 最後の婚姻年すべてが昭和10年以後であって、大正以前は皆無である。しかも昭和10年以前とこれに続く昭和15年以前とはおおよそ1人づつで、昭和16～20の29人、昭和21～25の21人、最も多く、昭和26年以後で22%を占めている。大正前は結婚成りに別居しているわけである。家族員の地域別にみても大體同様である。別居の理由では、就職が最も多く71%を占め、結婚の23%、次男・次女、不和が極めて少数である。最も一般地区居住の多いことは、就業のためであるとみられる。

七 別居家族員の職業では、単純労働者が最も多く42%を占め、つぎは専業主婦者の23.6%、以下技術労働者、商・サービス業、農業、夫対の順で、職別が16.7%となっている。

8 地域活動について

地域活動としては、保健福祉活動、文化活動、生産的活動の3項目に別れているが、まず保健福祉活動についてみると、その概況は下記の通りである。

1 保健福祉活動(表)

この地区の住民の保健福祉活動に対する知識、関心の程度をみると、清掃21.9%、害虫駆除27.9%となっているが、その他は生活改善2.3%、便所改良7.4%、食生活改善8.0%、公衆衛生2.0%、衛生組合1.4%、台所改善0.3%、社会福祉0.3%となっていて、何れも10%以下であり、その知識に全しく関心の程度が極めて低いことが明らかにされている。つぎに清掃と害虫駆除の参加経験、参加家族員、参加の仕方についてみると、清掃では参加経験のあるもの21.0%、主な参加者は子供26.5%参加の仕方では団体20.4%となっており、害虫駆除では参加経験のあるもの16.5%、主な参加者は世帯主16.2%、参加の仕方では団体9.7%となっている。これによると清掃では子供会の活動が中心となっており、害虫駆除では小地域を限って1部の住民の共同がその特色を示している。

その他知識の程度10%以下の調査についてみると、参加経験では食生活改善の4.6%、便所改良2.9%、公衆衛生2.0%となっており、参加家族員では食生活改善の配偶者4.9%、便所改良の世帯主3.2%、公衆衛生の世帯主2.7%となっており、また参加の仕方では、食生活改善の個人4.0%、便所改良の個人2.6%

となつてゐる程度であつて、これ以外はほとんど問題になうない。この地区の地域団体を通じて保健福祉活動のあり方をみると、主な地域団体の活動としては、婦人会(清掃10.2%、害虫駆除7.3%)、子供会(清掃8.7%)、紅生組合(清掃5.9%、害虫駆除4.4%)等があげられるが、その他の団体の活動は不活発であり、何れにせよ低調なことはまぬがれない。

以上によつて明らかなように、この地区の人々は勤労意欲に富み、々として生活の向上に努めているが、その反面、保健福祉に対する知識も全しく、ひいてはその活動も不活発であることが指摘される。したがつて生活環境を明るく住みよい地域社会をつくるための保健福祉活動の必要性が認められる。

2 文化活動 (表

文化活動についてみると、団体あるいは集会のあることを知っているのは、婦人学級78.2%、母親会14.2%、青年学級19.7%がその主なものであつて、それについては青年団3.7%、同和会6.2%、母親学級9.7%などがあげられる。

つぎにそのあり、なしをみると、ありで多いのは婦人学級9.4%、母親会9.4%、青年学級10.0%、母親学級7.1%の程度にすぎない。

その参加家族員をみると、主なものとしては婦人学級の配偶者13.2%、母親会の配偶者11.2%、母親学級の配偶者9.9%であつて、その他の文化活動に対する参加家族は何れも5%以下である。

つぎにこの地区における文化活動団体としては、青年会、婦人会、同和会、母親会、大学校友会、むつみ会、PTA等があげられる。

以上この地区における文化活動としては、婦人の活動にやゝ注目すべきものが認められるが、その他の活動は殆んど見るべきものもなく、保健福祉活動と比べて更に低調であるということができる。

3. 生産的活動 (表IX-5, IX-6)

生産的活動についてみると、その事実を知っているものは、農業技術改良8.4%、共同化促進6.6%、土地改良8.4%の程度にすぎない。

そのあり、なしをみると、ありと記入されているのは、農業技術改良の5.2%、土地改良の5.8%、共同化促進の4.0%の程度である。

その参加家族員をみると、主なものは、農業技術改良の世帯主17.8%、共同化促進の世帯主17.8%、土地改良の世帯主20.8%となつている。

参加の仕方をみると、農業技術改良の団体20%、共同化促進の17%であつて、その他は個人にせよ団体にせよ殆んどみるべきものはない。

なお生産的活動団体としては、青年会、婦人会、むつみ会、同和会、農協等の名が上げられるが、その活動については特に記す程のものはみられない。

以上によるとこの地区における生産的活動は極めて不活発であるが、主な理由はこの地区が土建業と日雇労働を中心としており農業経営は第2種兼業農家を主体とする零細農が多いことによるものであろう。また農協についてみても、その不振の状況がこの地区の農業生産活動の大きな妨げとなっていることは、すでに地区概況でみた通りである。

9 生活福祉について

生活福祉は、生活保護、福祉年金、公的貸付金制度、火災保険、生命保険（簡易保険、養老年金も含む）講（無尽、頼母子講）の6項目に別れているが、その概要は下記の通りである（表14-7、14-8、14-9、14-10、14-11、14-12）

1. 生活保護についてみると351世帯のうち、現在保護を受けているものは19世帯54%であり、以前うけたことがあるもの26世帯74%であつて、漸減傾向を示している。
2. 福祉年金についてみると、現在うけているものは29世帯であつてその率は82%である。
3. 公的貸付金制度についてみると現在母子福祉資金を借りているもの8世帯、28%であつて世帯更生資金は利用されていない。
4. 火災保険についてみると、現在加入しているものは11世帯であつて、その率は51%にすぎない。
5. 生命保険（簡易養老年金）についてみると、現在加入しているものは122世帯で347%となつており加入者の内訳をみ

ると世帯主69人、配偶者40人、父母3人、子供122人、その他10人計244人となつている。

6. 講についてみると、その種類としては、頼母子講、信用金庫無尽、布団講、ミシン講、信用講、積立等がみられるが、そのうち主なものは頼母子講77世帯（21.9%）、信用金庫無尽14世帯（3.9%）、銀行無尽4世帯（1.1%）である。その掛金をみると頼母子講は500円5世帯（1.4%）、1000円49世帯（13.9%）、1001円以上23世帯（6.6%）となつており、信用金庫無尽は1000円2世帯（0.6%）、1001円以上12世帯（3.3%）となつており、銀行無尽は1000円1世帯（0.3%）、1001以上3世帯（0.8%）となつてい

る。また加入者をみると頼母子講では世帯主19人、配偶者38人、祖父母1人、子供4人となつており、銀行無尽は世帯主3人、子供1人となつてい

7. 社会保険の加入状況についてみると、その概要は下記の通りである

イ 健康保険

世帯主	配偶者	父母	子供	その他の家族員	合計	割合
14人	3人	53人	17人	112人	207人	20.5%
14人	3人	53人	17人	112人	207人	100.0%

ロ 日産健康保険

世帯主 配偶者 父母 子供 その他の家族員 合計
 154(33.3%) 284(2.1%) 41(1.7%) 912(39.4%) 30人(13.0%) 231人(100.0%)

ハ 国民健康保険

世帯主 配偶者 父母 子供 その他の家族員 合計
 234人(22.2%) 180人(17.1%) 34人(3.2%) 472人(44.8%) 134人(12.7%) 1054人(100.0%)

ニ 国民年金

世帯主 配偶者 父母 子供 その他の家族員 合計
 72人(29.8%) 63人(24.8%) 5人(2.8%) 25人(13.8%) 16人(8.8%) 181人(100.0%)

この項で注目されるのは、健康保険の加入者がかなりみられることと、特に日産健康保険の加入者が多いことである。健康保険の加入者については、この地区の中かう果、市の吏員や教職員及び会社員等が次第に増えてきたことを物語っており、また日産健康保険の加入者が多いのは、この地区が日産労働者によって支えられていることを意味するものである。なお国民健康保険についてみると、35/世帯のうち健康保険と日産健康保険を除く25/世帯の93%がこれに加入しており、その被保険率の非常に高いことを示している。また国民年金についてみると、同和地区としてはかなりの成績を示しているといえる。

ク 心身状態についてみると、異状あるものは、世帯主38人、配偶者7人、父母8人、子供11人、その他の家族員1人合計65人となっており、これはこの地区の総人口1556人の4%に当る。

つぎにその内訳をみると、

身体障害8人 結核6人 高血圧4人 脳血管4人 心臓4人 老衰6人 糖尿病3人 神経痛5人 リウマチ2人 気管支炎2人 ぼうこう1人 負傷中2人 タンノウ炎1人 胃腸障害3人 腎臓1人 慢性湿疹1人 眼病1人 入院中1人 精神薄弱3人 不明3人となつている。これによると、その人口と比べて身体障害及び疾病もさほど多いというほどでなくまた特に著しい病気の傾向も見当らない。以上で明らかになるように、この地区における生活福祉の状況は低所得者が多い割にはそれ程悪いとはいえない。あえていえば家屋が密集しているにもかかわらず、火災保険の被保険者が少ないことが指摘される。なお同題案とはいえないにしても、この地区における金融のかなり大きな部分が、相互扶助的な頼母子講や無尽講によって運営せられていることが注目される。

10 生活意識について

生活意識に関する調査は、西町地区35/世帯の世帯主について行われた。その概要は下記の通りである。

1. 「あなたは現在の職業を今後も続けていくつもりですか、それともやめたいと思つていますか」という問いに対する答は(表VI-21)将来とも続ける3人4%、いまのところ続ける他はない63.7%、早くやめたい4.5%、やめろの3%となつていいる。なおこの中で、主な職業についてみると、その状況は下記の通り。

りである

	将来も続行	いまのところで続ける他ない	早くやめたい	やめる
農 業	28.4%	67.1%	4.5%	0
商サービス業	67.8%	28.6%	3.6%	0
その他の自営業	55.0%	37.5%	0	0
事務系労働者	62.5%	37.5%	0	0
技術系労働者	44.4%	55.6%	0	0
失 対労働者	13.0%	78.3%	8.7%	0
一 般労働者	20.5%	79.8%	5.0%	0.7

以上によると、「将来も続ける」では商、サービス業67.8%、事務系労働者62.5%、その他の自営業55.0%等が「いまのところで続ける他ない」では農業67.1%、技術系労働者55.6%、失対労働者78.3%、一般労働者79.8%等が大きな比率を示している。特にこの中で農業、技術系労働者等が「いまのところで続ける他ない」が高い比重を占めていることは注目に価する。

2. 「もしあなたが現在の転業をかえるとすれば、どんな転業をしますか」という問いに対する答をみると(表VI-2)

農業から商、サービス業(自営)に5人、事務系労働者に2人、単純労働者に1人計8人、商サービス業(自営)から農業に1人、事務系労働者に2人、技術系労働者に1人計3人、事務、技術労働者から商、サービス業に2人計2人

単純労働者から商、サービス業14人、その他の自営業に19人、事務系労働者に11人、技術系労働者に4人、一般労働者に21人

計69人

無転かう商、サービス業に2人、その他の自営業に2人、一般労働者に4人計8人となっている。

これによると35/世帯の中、転業の希望をもっているものは9/人(26%)というかなり高い比率を示している。特に日雇などの単純労働者の転業希望者の多いことは、この種の転業がいまなお不安定な状態にあることを物語るものといえよう。

3. 「あなたは現在お住いになつてゐる場所に今後も引続いて住われるつもりですか、それとも転居したいとお考えですか」という問いに対する答を各年代に別けてみるとその概況は下記の通りである

- (1) 「将来も住む」では明治年間40.8%、大正年間75.0%、戦前戦中14.3%、戦後28.6%となつており、明治年間、大正年間など古くから住んでいる世帯主の比率が高い。
- (2) 「今のところ住む他はない」では明治年間44.2%、大正年間25.0%、戦前戦中85.7%、戦後42.9%となつており戦前戦中の比率が特に高い。
- (3) 「できるだけ早く転居したい」では明治年間13.2%、大正年間なし、戦前戦中なし、戦後21.4%となっている。
- (4) 「近く転居する」では明治年間0.9%、大正年間なし、戦前戦中なし、戦後2.0%となっている。

以上によると明治年間、大正年間からこの地区に住んでいる人々は比較的定着性が強いが、その反面戦前戦後より住ん

でいる人々は今なお不安定な状態にあるとなお明治年間から古く住んでいる人々の間に今のところに住む他はない44.2%で「できるだけ早く転居したい」32.2%というような比率を示していることは特異な現象として軽視できない。

つぎに以上のケースを年齢別にみるとその状況は下記の通りである。

- (1) 将来ともにすむ 30才 31.9% 40才 36.4% 50才 46.7% 60才 47.1% 70才 54.3% 71才 20.0%
- (2) 今のところこゝに住む他はない 25才未満 62.5% 30才 42.6% 40才 43.2% 50才 42.1% 60才 44.1% 70才 41.3% 71才以上 73.3%
- (3) 「できるだけ早く転居したい」 25才未満 37.5% 30才 23.4% 40才 19.3% 50才 9.2% 60才 7.3% 70才 4.4% 71才以上 6.7%
- (4) 近く転居する 30才 2.1% 40才 1.1% 50才 1.3% 60才 1.3%

つぎに以上のケースを年齢別にみるとその状況は下記の通りである。

- (1) 将来ともにすむ 70才 54.3% 60才 47.1% 50才 46.4% 40才 36.4% 30才 31.9%

以上によると(1)将来ともにすむ、(2)今のところこゝに住む他はないというケースが各年齢別を通じてかなり大きな比率を示しており、(3)できるだけ早く転居したいでは40才以下の

ものがかなり多くみられる。それにしても(1)(2)のケースで40才以下の中年層が比較的高い比重を占めていることはけだしこの地区の特徴というべきであろう。

なお以上のケースを世帯主の職業別にみると、その状況は下記の通りである。

- (1) 将来ともにすむ 自営 55.8% 雇 用 47.8% 単 純 32.3% 無 職 29.3%
- (2) 今のところこゝに住む他はない 自営 35.8% 雇 用 26.1% 単 純 49.4% 無 職 58.5%
- (3) 「できるだけ早く転居したい」 自営 8.4% 雇 用 21.7% 単 純 17.1% 無 職 9.3%
- (4) 近く転居する 自営 なし 雇 用 4.4% 単 純 1.2% 無 職 2.4%

これによると職業別にみた世帯主の意識は、各ケースとも大きな変化はみられない。

4 「もしあなたが、現在お住いの場所から転居するとすればどこを送りますか」という問いに対する答をみると(表V-10)35/世帯のうち134世帯(38%)が、転出したいという意識を持っており、その区別は下記の通りである。

- (1) 年代別では明治年間124世帯、大正年間2世帯、昭和年間8世帯。
- (2) 年齢別では25才未満4世帯、30才19世帯 40才72世帯、50才21世帯 60才26世帯 70才19世帯

70 以上 3 世帯

(3) 職業別では自営 35 世帯 雇用 9 世帯 単純 79 世帯

無職 11 世帯

これによると最も多いのは、年代別では明治年間、年齢別では 40 以上、職業別では単純労働者となっている。

つぎに転出先をみると、県内市部が最も多く、また同和地区以外が 122 世帯を占めている。いづれにせよ地区外への転出希望が 38% という高率を示していることは注目値する。

5 義務教育終了前の子供のいる家庭について、「あなたのお子様には、将来義務教育以上の教育(高校以上)を受けさせるつもりですか、それとも早く就職させるつもりですか」という問いに対する答をみると(表 X-1)

進学させる 145 人 53%、就職させる 126 人 47% となっており、その内訳は進学させるでは男 82 人 57.5%、女 61 人 42.5%、就職させるでは男 62 人 49%、女 64 人 51% となっている。つぎに進学と就職にわけて理由をみるとその状況は下記の通りである(表 X-2)

就職を容易にするため	男	16.7%	女	6.6%
良い就職のため	男	20.1%	女	14.8%
将来の生活安定のため	男	13.1%	女	9.8%
人として教養を高めるため	男	4.8%	女	30.0%
社会生活をよりよくするため	男	4.8%	女	1.6%

社会的に必要だから	男	7.1%	女	3.3%
親の夢を子供に	男	2.4%	女	0
体を楽にさせたいから	男	1.2%	女	0
教育は子供の財産	男	2.4%	女	0
義務教育だけでは不十分だから	男	8.2%	女	13.2%
学門の力は絶大	男	2.4%	女	0
当然だから	男	1.2%	女	1.6%
結婚に好い条件	男	1.2%	女	4.9%
希望をもたせたい	男	3.6%	女	0
明るい子供を作る	男	4.8%	女	4.9%
将来自分の子供の教育のため	男	1.2%	女	3.3%
地区の人といわれたいように	男	1.2%	女	3.3%
進学能力があるから	男	0	女	1.6%
子供に夢をもつ	男	1.2%	女	1.6%
近代の子供には必要	男	2.4%	女	4.9%
本人の希望	男	0	女	1.6%

となっている。

つぎに就職させるでは、

家計が苦しいから	男	69.3%	女	64.1%
家計を助けるため	男	8.1%	女	6.2%
親が病弱のため	男	4.8%	女	3.1%
進学能力がない	男	6.5%	女	4.7%
本人の爲早く実社会へ	男	6.5%	女	0

早く安定させたい	男	1.6%	女	0
進学を本人が望まない	男	1.6%	女	4.7%
結婚の仕度のため	男	0	女	4.7%
女子の教育を望まない	男	0	女	7.8%
早く技術と身につけさせる男	男	1.6%	女	3.1%
姉達が就職したから	男	0	女	1.6%

となっている。

これによると進学させるでは、

就職を容易にするため	男	16.7%	女	6.6%
良い就職のため	男	20.1%	女	14.8%
将来の生活安定のため	男	13.1%	女	9.8%
人として教養を高めるため	男	4.8%	女	30.0%
義務教育だけでは不十分だから	男	8.2%	女	13.2%

が比較的高い比率を示しており、また就職させるでは、家計が苦しいから 男69.3% 女64.1%がきわめて大きな比重を占めていることが注目される。なほこのほか直接同和問題の関係では、進学させるのなかに、地区の人といわれないうに男1.2% 女3.3%があり、就職させるのなかに、女子の教育を望まない男0女7.8%があることも軽視できない。

II 社会意識について

社会意識に関する調査は西町地区（地区内）と東町地区（地区外）の二つの側面から行なわれた。地区内においては35/世帯につ

いて悉皆調査、地区外においては66世帯について抽出調査が行なわれている。調査はアンケートによる方法が採用された。この調査の概要を示すと下記の通りである。

1. 地元の神社やお寺などの昔からの行事や伝統は、できるだけ今日でも残しておく方がのぞましいという問いに対する答を見ると、地区内では大いに賛成8.4%、賛成66.5%、反対23.9%、絶対反対23.9%0.6%、わからない回答なし0.6%となっており、これに対して地区外では、大いに賛成10.6%、賛成42.4%、反対28.2%、絶対反対18.2%わからない回答なし0% となっている。

これによると昔から行なわれている行事や伝統を守る意識については地区内では賛成の比率が高いのに比べて、地区外では反対の比率が高くなっている。それだけ地区内の意識がおくれているといえようか。

2. 「結婚や葬式などは、昔のじきたりにしたがって、今日でも盛大にすることがのぞましい」という問いに対する答を見ると、地区内では大いに賛成23%、賛成37.1% 反対55.5%、絶対反対3.7%、わからない回答なし1.4%、となっており、これに対して地区外では大いに賛成6.1%、賛成24.2% 反対51.5% 絶対反対18.2%、わからない回答なし0%となっている。

これによると結婚や葬式のしきたりにについては地区内の意識と比べて地区外の意識にはかなりのちがいがみられる。そ

の理由は概況調査にもみられるように、地区内においては、婚礼や葬式は昔から極めて贅素であつたことがその主な原因となつてゐる。また反面において地区外ではその意識に流動性がみられる。

3 「食富の差が生ずるのは、個人の能力や勤勉さによつてではなく、生れや身分などによつて左右されるものである」という問いに対する答をみると、

地区内では全くその通り61%、その通り38.2%、ちがう5.47%、絶対ちがう4.3%、わからない回答なし7%となつており、

これに対して地区外では全くその通り61%、その通り15.2%、ちがう48.4%、絶対ちがう28.8%、わからない回答なし1.5%となつてゐる。

これによると地区内と地区外の両者の意識には、その通りと、絶対ちがうとの間にかなりのちがいがある。その理由はその通りにおいて地区内の比率が高いことは、食富の原因が生れや身分の影響を受けていることを物語るものであり、地区外において絶対ちがうの比率の高いことは、食富の差は個人の能力や勤勉によつて生ずるものであることを物語つてゐる。

4 「自分がやりたくないことでも、義理のある人からたのまれたときは引きうけなければならぬ」という問いに対する答をみると、地区内では大いに賛成1.4%、賛成45.1%、反対

42.4%、絶対反対27%、わからない回答なし3.4%となつており、

これに対して地区外では大いに賛成1.5%、賛成10.6%、反対54.6%、絶対反対28.8%、わからない回答なし4.5%となつてゐる。

これによると賛成では地区の比率が非常に高くなつており、その反面絶対反対では地区外の比率が非常に高くなつてゐる。つまりこのことは、今なお地区が義理人情にからまる前近代的な非合理性が極めて強いことを物語るものといわねばならない。

以上のケースによると、一宮町の地区と地区外の人々との間にはその社会意識の上にながりの差違がみられる。すなわち地区の人々の社会意識は古い慣習やしきたりを守るという点において停滞性が認められるし、また義理人情に厚いという点において封建的な非科学性が認められるといつてよい。地区外の人々の意識はこの地区が農村地帯にあるにもかゝらず、かなり割りきつてゐるケースが多く、その意味においては流動的でもあり、いくらか近代化しているといえるだろう。

つぎに以上の社会意識を職業別(自営 雇用 単純 無職)に別けて、地区外と地区内の世帯主についてみると、その概要は下記の通りである(表Ⅹ-4)

1 のケースについてみると、最も多いのは、地区内では大いに賛成自営16人、賛成単純10人、反対単純50人、絶

対反対自営、雇用各1人となっており、地区外では大いに賛成自営16人、絶対反対自営5人となっている。

2のケースについてみると、最も多いのは、地区内では大いに賛成自営5人、賛成単純56人、反対単純27人、絶対反対単純9人となっており、

地区外では大いに賛成自営3人、賛成自営13人、反対自営27人、絶対反対自営7人となっている。

3のケースについてみると、最も多いのは、

地区内では全くその通り単純7人、その通り単純63人、ちがう単純27人、絶対ちがう単純、自営各5人、わからない回答なし自営5人となっており、

地区外では全くその通り自営2人、その通り自営7人、ちがう自営27人、絶対ちがう自営13人、わからない回答なし自営1人となっている。

4のケースについてみると、最も多いのは、

地区内では大いに賛成自営3人、賛成単純26人、反対単純77人、絶対反対自営10人、わからない回答なし自営、単純各5人となっており、

地区外では大いに賛成自営1人、賛成自営5人、反対自営31人、絶対反対自営11人、わからない回答なし自営2人となっている。

以上の調査によると各ケースとも地区内では単純、地区外では自営が多くみられる。その理由はこの調査の基となった職業別の

絶対数において、地区内では日雇労働者が多く、地区外では農業生活者が多いことによるものであつて、したがってこの資料は、その社会意識の一端をうかがう程度のもにすぎない。

つぎに前記の社会意識について、地区内と地区外に別け、居住年数別（明治年間、大正年間、昭和戦前、昭和戦後）にみると、その概要は下記の通りである（表3-5）

1のケースについてみると最も多いのは地区内では大いに賛成、賛成、反対、絶対反対ともに明治年間であり、地区外では大いに賛成と、賛成は明治年間となっているが、反対は大正年間、絶対反対は昭和戦後となっている。

2のケースについてみると最も多いのは、地区内では大いに賛成、賛成、反対、絶対反対ともに明治年間であり、地区外では大いに賛成は明治年間、賛成は大正年間、反対は明治年間、絶対反対は昭和戦後となっている。

3のケースについてみると最も多いのは地区内では全くその通り、その通り、ちがう、絶対ちがう、わからない回答なしともに明治年間であり、地区外では全くその通り明治、大正その通り明治年間、ちがう昭和戦前戦中、絶対ちがう明治大正年間となっている。

4のケースについてみると最も多いのは、地区内では大いに賛成、賛成、反対、絶対反対、わからない回答なしともに明治年間であり、地区外では大いに賛成大正年間、賛成昭和戦前戦中、反対大正年間、絶対反対昭和戦前戦中、昭和戦後と

なっている。

以上によると各ケースとも最も多いのは、地区内では明治年間となっている。その理由は世帯主の絶対数において明治生れのものが多いことによるものである。

つぎに前記の社会意識について、地区内と地区外に別け、世帯主の学歴別（不就学、小学校、高小、新中、旧中、高女、新高、旧高、専、短大、旧大、新大（各種学校））にみると、その概要は下記の通りである（表Ⅷ-6）

1 2 3 4の各ケースとも、地区内、地区外ともに高小、新中が最も多く、反対絶対反対の中に地区内地区外ともわずかに旧大新大がみられるのみである。

その理由は一宮町が地区内地区外ともにその絶対数において高小新中が大多数を占めていることによるものである。

つぎに前記の社会意識を年齢別に別けてみると、その概要は下記の通りである（表Ⅷ-7）

1のケースについて最も多いのは地区内では大いに賛成50%—60%、賛成40%、反対40%、絶対反対30%、60%となっており

地区外では大いに賛成60%、反対50%絶対反対40%となっている。

2のケースについて最も多いのは、地区内では大いに賛成40%、賛成40%、反対40%、絶対反対60%となっており、地区外では大いに賛成60%、賛成60%、反対50%、絶対

反対40%となっている。

3のケースについて最も多いのは、地区内では全くその通り40%、その通り40%、うがう40%、絶対うがう30%、60%となっている

地区外では全くその通り70%以上、その通り60%、うがう60%、絶対うがう40%、50%となっている。

4のケースについて最も多いのは、地区内では大いに賛成60%、賛成40%、反対40%、絶対反対60%となっており、地区外では大いに賛成70%、賛成40%、60%、70%、反対60%、絶対反対40%となっている。

以上によると、古い慣習やしきたりを守り、義理人情を重んずるという点においては、各ケースを通じて地区内と地区外にかかわらず老高年層が多く、その反面反対の傾向は中年層にいくらか多いということができる。もつと地区内においては各ケースとも高中年層の間にそれほどの差違がみられないことは、地区の意識の特徴として注目されるだろう。

12 人権意識について

人権意識についての調査は、社会意識についての調査と、同じ方法でおこなわれた。その概要は下記の通りである

1 人は生まれや職業によって差別してはならないと憲法にも定められていますがあなたは世間一般で、このことが守られていると思いますか、という問いに対する答をみると（表Ⅷ-8）地区内ではかなり守られている66%、あまり守られていた

いる9.5%、無視されている10.6%となっている。

以上によると地区内と地区外では、かなり大きな差違がみられる。かりに地区外の答を一宮町における人権一般に対する見方とすれば、それに対して地区内は未だ人権が守られていないことを端的に表明しているといえよう。

2. 「結婚にあたって、人は相手を自由にえらべる」と憲法にもさめられていますがあなたは世間一般でこのことが守られていると思いますか、という問いに対する答をみると(表X-8)地区内ではかなり守られている8.5%、あまり守られていない61.6%、無視されている29.6%、となっており、地区外ではかなり守られている32.4%、あまり守られていない45.4%、無視されている16.7%となっている。

以上によると2のケースは、1のケースと大体同様であつて、地区内と地区外ではかなりの差違を示している。特にかなり守られているという問いに対する答として地区内の8.5%に対して、地区外が32.4%というように著しい違いをみせていることは注目される。

つぎに以上の人権意識の1,2のケースについて、地区内と地区外に別け、世帯主の年齢別をみると、その概要は下記の通りである。(表X-9の1), X-9の2)

1のケースについては最も多いのは、

地区内ではかなり守られている50代10人、あまり守られていない40代70人、無視されている50代20人となつ

ており、

地区外ではかなり守られている70代5人、あまり守られていない60代12人、無視されている40代3人となっている。

2のケースについては最も多いのは、

地区内ではかなり守られている50代10人、あまり守られていない40代62人、無視されている40代26人となつており、

地区外ではかなり守られている50代7人、あまり守られていない60代11人、無視されている40代50代60代3人づゝとなっている。

以上によると1,2のケースともに、地区内では中高年層の間にあまり守られていない、無視されているという人々が多いことが注目される。

つぎに以上の人権意識について、世帯主の職業別(自営 雇用 単独 無職)をみると、その概要は下記の通りである。(表Xの10)

1のケースについては最も多いのは、

地区内ではかなり守られている自営10人、あまり守られていない単独113人、無視されている単独46人となつており、

地区外ではかなり守られている自営12人、あまり守られていない自営35人、無視されている自営、雇用3人づゝとな

つている。

2) のケースについては最も多いのは

地区内ではかなり守られている自営ノ5人、あまり守られていない単純ノ12人、無視されている単純45人となっており。

地区外ではかなり守られている自営ノ9人、あまり守られていない自営24人、無視されている自営7人となっている。

以上のノ2のケースともに地区内の職業別のうち単純の多いのは、その絶対数において日雇労働者が多いことを示すものであり、また地区外の職業別のうち自営が多いのはその絶対数において農業生活者が多いことを示すものである。その意味ではこの調査は職業別の内容を明らかにする点においては不十分であるといわねばならない。

つぎに以上の人権意識について世帯主の学歴別をみると。

その概要は下記の通りである(表8の10の1、8の10の2)

1. 2のケースとも地区内、地区外ともに高小新中が最も多い。

その理由は一宮町全体としてこの程度の学歴のものが大多数を占めていることによるものである。その意味ではこの項はそれ程参考にはならない。

13 差別問題について

差別問題についての調査は、西町地区のみについて行なわれた。その概要は下記の通りである。

1. 「お宅ではこれまでに現在の土地に住んでいることによつて、

なにか差別の言動をご経験になつたことがありますか」という問いに対する答の中で、ありをみると、その概要は下記の通りである。(表8-11)

1) 交際については、

A. 近隣づきあい8、B. PTAなどりつきあい3、C. 職業上のつきあい39、D. 友人、知人のつきあい20、E. 学校生活上のつきあい16となっている。

2) 転居については 16、(4)就販については 30

3) 進学については 3、5)結婚については 44となっている

(2)から(5)迄のケースも(1)のケースと同様であつて、この地区の人々が差別された経験をもっていることを如実に示している

14 生活欲求について

生活欲求についての問いを1. ニード一般と。

2. 行政についての希望の二つに分けて賛同した。それに対する答は下記の通りである。

1. ニード一般(回答のあつたもの176世帯51% / 87件 回答のないもの175世帯49%)(表8-13)

差別問題の解決43%、同和地区の改善向上8.5%、住宅関係14.9%、就職関係8.5%、教育関係8.5%、結婚関係8.5%、社会施設6.9%、道路関係2.1%、水道下水排水関係4.3%、放養娯楽設備3.2%、生活苦2.7%、借家苦2.1%、家族関係1.7%、母子家庭関係1.6%、疾病関

係2.1%、就労係1.6%、経済向上4.3%、農業経営関係2.1%、同和事業担否1.0%、その他係2.7%、その他の社会的要求希望5.8%、その他1.6%

以上によると同和地区の改善向上8.5%、住宅関係14.9%、就労関係8.5%、教育関係8.5%、結婚関係8.5%など何れも同和問題の解決と深いつながりをもつケースが8.5%から14.9%というように高い比率を示していることが注目される。

行政についての希望に対する答としては、下記のようなケースがみられる(表8-14)

差別の除去5.6%、同和地区の改善向上2.6%、同和対策の徹底4.0%、道路関係3.5%、住宅関係4.3%、橋梁河川関係2.3%、就労関係2.6%、下水排水関係12.9%、塵芥処理5.3%、交通関係4.6%、社会施設6.3%、内服幹施1.7%、教育関係1.7%、環境衛生1.7%、社会保障2.3%、その他4.6%

以上によると道路関係2.5%、住宅関係4.3%、下水排水関係12.9%など、環境改善に強い希望が寄せられている。これはこの地区の地条件がいまなお劣悪であることを意味しており、当然の要望ということができる。

15 差別意識について

差別意識についての調査は、地区外(一宮町東町)の66世帯、

内

23

対象人口66人(男42人、女24人)についておこなわれた。対象人口の年齢構成、性別、職業、学歴、居住年数は表8-1、2、3、4のとおりである。差別意識の概況は下記のようになっている。

1. あなたは西町地区にどなたかお知りあいの人がいらつしやいますかという問いに対する答は(表8-4)

かなりいる男	76.2%	女	41.7%
少しいる男	23.3%	女	58.0%
いない	——	女	8.3%となつて

これによるとかなりいる、少しいるとも高い比率を示しているが、かなりいうでは男に比べて女の比率が低いことが指摘される。

つぎに以上のケースのなかで、かなりいると、少しいるについてその交友関係をみると、実情は下記の通りである。

1. 「そのかたとは現在も交際なさっていますか」という問いに対する答は(表8-5)

親しく交際している男	57.1%	女	33.4%
あまり交際していない男	38.1%	女	58.0%
交際はない男	4.8%	女	8.3%
わからない回答なし	——	女	8.3%となつて

2. かなりいる、少しはいるの場合それはどういうことでつさあつていらつしやいますかという問いに対する答をみると、

(表X1-5の1) 学友11人 友人14人 知人4人 隣人3人
 会合の機会4人、職業の面では15人 団体関係20人 教師として3人 同一の町だから1人 子供の関係で11人 昔は交際していた1人 軍隊関係で1人 町の行事で1人 宗教関係1人 勤務柄2人となっている。これによると最も多いのは団体関係であつて、それについて職業の面、友人、学校の面となっている。

2. 「あなたは西町地区がこれまでどういう地区といわれてきたかご存知ですか」という問いに対する答は(表X1-5)しつていゝ54人、しらない1人、回答なし11人となっている。

これにもうとしつていゝが、その大半を占めているが、そのほかに回答なし11人とあるのは、知つていても答えなかつたものと解すべきであらう。

3. 「あなたは西町地区についてこれまでお氣付になつたことを二三おきかせ下さい」という問いに対する答は、下記の通りである(表X1-5)

イ 地域について

道路がよくなつた8人、良くなりつゝある3人、悪い9人、複雑化している9人計27人

住宅がよくなつた5人、良くなりつゝある1人、まだ少し悪い3人、悪い3人、密集している24人 計36人

環境衛生がよくなつた4人、良くなりつゝある1人、まだ少

し悪い2人、悪い16人、計23人

環境がよくなつた1人、悪い7人 計8人

全般的によくなつた1人、さもない所6人、おそろしい所2人、うるさい所3人 計12人

これによると最も多いのは道路では悪い9人、住宅では密集している24人、環境衛生悪い16人等となつており、その生活環境の劣悪であることを指摘している。

ロ 住民について

態度がよくなつた1人、良くなりつゝある1人、まだ少し悪い1人、悪い11人計14人 服装がよくなつた3人、悪い2人計5人 言動が良くなつた1人、良くなりつゝある人1人、まだ少し悪い1人、悪い16人、粗野粗暴13人計32人 言葉悪い20人、粗暴心理が強い2人 劣等感1人、教育教養がよくなつた1人、まだ少し悪い1人、低い4人 計6人 全般的によくなつた1人、良くなりつゝある人1人、うるさい所2人計4人。

ハ その他食害の差甚だしい3人。

これによつて主なものをみると、態度が悪い11人、言動が悪い16人、粗野粗暴13人、言葉が悪い20人等をあげており、一般地区との間にかなり大きな断層があることを指摘している。

4. 「おたくでは西町地区のどれかとつきあひの機会が生じた場合ためらわずにつきあひをなさいますか」という問いに対する

答は下記の通りである。(表Ⅷ-6の(1))

1) 日常のつきあいでは、

ためらわずに交際する男 83.3% 女 62.5%

交際をひかえる 男 14.3% 女 37.5% となっており、

かなり積極的な態度がうかがわれる。

2) 結婚を前提にした交際では(表Ⅷ-6の(2))

ためらわずに交際する男 16.7% 女 29.2%

交際をひかえる 男 83.3% 女 70.8% となっており、

やや前向きな態度を示しているものが若干みられる。

5 「あなたはこれまで西町地区があるいはその人々が一般から疎遠に(差別)されているとお考えですか。それとも別にそうはお考えになりませんか」という問いに対する答は(表Ⅷ-7)

非常に差別されている 男 9.5% 女 29.2%

多少は差別されている 男 85.7% 女 66.6%

差別されていない 男 4.8% 女 0% となっており、

確かに男5%を除いては、男(95%)女(100%)ともに差別のあることを認めている。なおこのなかの非常に差別されているのケースで男と比べて女が多いことが注目される。

1) 「つぎに疎遠(差別)されているとすれば主としてつぎのどれによるのでしょうか」という問いに対する答は(表Ⅷ-8)

生れがらがり 男 4.6% 女 7.8%

職業がらがり 男 2.7% 女 9.4%

住むところがらがり 男 19.2% 女 18.7%

生活態度がらがり 男 15.1% 女 31.3%

言動が粗暴である 男 49.3% 女 22.8%

その他 男 2.7% 非該当 男 14% となつてい

なおこのなかで10%以上のケースをあげると、

言動が粗暴である男 49.3% 女 22.8% 生活態度がよい

男 15.1% 女 31.3% 住むところがらがり男 19.2%

女 18.7% などがみられる

2) 「つぎにあなたは西町地区について差別があることをどうしてしりましたか」という問いに対する答は(表Ⅷ-9)

家庭で聞いた 男 38.8% 女 54.2%

学校で聞いた 男 26.5% 女 20.8%

職場で聞いた 男 41% 女 42%

近所で聞いた 男 26.5% 女 16.2%

非該当 男 41% 女 42% となつている。これ

によると家庭、近所で聞いたのケースが多いことは容易に推測されるところであるが、その反面、学校で聞いたの比率が比較的高いことが注目される。

3) 「つぎにあなたは西町地区の人々がそういう某で差別されているのは仕方がないとお考えですが、それとも間違いでしょか」という問いに対して答は(表Ⅷ-10)

当然だ 男 0 女 12.5%

ある程度は仕方がない男 40.5% 女 66.7% 20.8%

間違っている 男 24% 女 66.0 66.7%
57.1%

回答なし 男 24% 女 0

となつてゐる。これによると、当然だ、ある程度は仕方がないというケースがかなり高い比率を占めていることがうかがわれる。

6. 「あなたは以前と比べれば西町地区はよくなつたと思われませんか。それともあまり変わらないでしょうか。」という問いに対する答は(表X1-11)

よくなつてゐる男 77.6% 女 100.0% あまり変わらない男 24% 女 0となつており、この地区が着しく改善向上した効果を卒直に認めている。

つぎに西町地区がよくなつたこと、悪くなつたことの実情については下記の様な実をあげている(表X1-11)

の良くなつたこと、厚生思想、環境厚生、3.3%、服装 4.0%、食生活 2.6%、生活環境 18.6%、生活程度 8.0%、住宅 8.0%、経済 9.3%、道路 14.0%、社会施設 6.0%、態度 1.3%、教育面の向上 17.3%、婦人活動活発になつた 1.3%、精神面の向上 0.7%、生活態度 0.7%、交際 0.7%、同知対策の発展 0.7%、婦人の教育熱心が高まつてきた 0.7%、粗暴性が少なくなつた 0.7%、ものもらいが少なくなつた 0.7%

の悪くなつたこと、少年の無免許運転 7.7%、密漁者 7.7%、道徳なし 7.7%、青少年の遊びが悪くなつてゐる 15.4%、間違つた政治力が生れた 7.7%、親切心が少なくなつた

15.4%、人情がうすくなりつゝある 15.4%、青年活動に全体が取りくまぬ 7.7%、子供の盗みや暴力 15.4%、

7. 「国や府県、市町村などでは西町地区などのそうした差別の状況をなくすためにこの問題を特別に取上げ、補助金などをだしていろいろな対策を講じるようになりましたが、その必要があるでせうか。」という問いに対する答は、

大いにある 74.1%、ところによつてある 24.2%、なし 1.5%となつてゐる。すなわち大いにあるにせよ、ところによつてあるにせよ、このケースでは国や府県、同知対策の必要性を認めている。

8. 大いにある、ところによつてあるにせよ、その必要があるとするれば、つぎのどの施策にもつと力を入れるのがよいでしょうか、という問いに対する答は(表X-12)

生活環境をよくすること 50人 24.2%、食生活をなくすること 29人 14.0%、経済を豊にすること 35人 16.3%、教育をたかめること 44人 21.3%、人権を尊重すること 43人 20.8%、その他 6人 2.6%となつてゐる。

以上によると各ケースともにその必要性を認めているが、特に生活環境をよくすること、教育をたかめること、人権を尊重することの比重が高いことが注目される。ことに人権を尊重することが高く評価されていることは西町地区の人々の暴力行為をなくすることを意味するものと思はれる。

9. このような対策が示されて西町地区の人々の生活程度が

高くなり、社会放養が高まり、よい職業を身につけた場合には、一般からは差別されなくなるとお考えですか、それとも多少は差別されるのでしょうか、という問いに対する答は(X1-12) 差別される12人58% 多少は差別される101人48.8% 差別されない89人43.0% わからない5人2.4% となっている。

(1) つぎに差別される、多少は差別されるとすればそれはなぜでしょうかという問いに対する答は(X1-12)

一般社会に因習がある 36.7% 生れがちがう 4.9% 心がひらけない 4.9% 長い伝統は早急に解決できぬ 7.4% 先入観があるため 4.9% 理由なしに差別する 4.9% 宗教などがちがうからではないか 4.9% 教育の不徹底 4.9% 自己抑制不十分 2.4% 部落として集団しているから 2.4% 言動がわるい 2.4% 他人の農作物をとる 2.4% 悪い人が多いから 2.4% 仕事がちがう 2.4% 弱意識は観念論では解決できない 2.4% となっている

以上によると、最近西町地区が著しく改善向上したことを認め、またさらに残された問題については同和対策の必要性があることを認めながら、なおかつよくなっても差別される多少は差別されるとしてその理由に一般社会に因習がある36.7%、生れがちがう/2.2%、長い伝統は早急に解決できぬ7.4%というようなケースが56.3%という高い比重を占めており、その不合理性を強調していることは注目に値する。

(2) 「それではどうすれば差別がなくなるとお考えでしょうか」

という問いに対する答は(X1-12)

同和教育の徹底13.3% 教育の徹底22.0% 地区の向上 8.9% 因習を除去すること4.5% 時を待つばかりなし 8.9% 一般の啓蒙4.5%

自主的に努力すること8.9% 自分から悪いことをなおす 4.5% 相互の正しい理解4.5% 言動をよくすること4.5% 差別の実態をなくすること2.2% どんなにしても差別はなくなるしない 2.2% 人間の向上2.2% 分散2.2% といわらぬをはっきりいう指導方が必要2.2% 卑下しないこと2.2% 他府県で結婚すること2.2% 金もうけであれば何でもすることをおすこと2.2%

以上のようにこの問いに対してはあらゆる角度から意見がのべられている。その中で(同和)教育の必要性を認めているケースが42.3%を占めていることは適切な意見である。それに反して地区の改善向上が行われた後においてもなおかつ地区の向上、自主的に努力すること、自分から悪いことをなおすこと、言動をよくすること、差別の実態をなくすること、卑下しないこと、金もうけであれば何でもすることをおすこと等が56.4%を占めていることは不可解であり、特に時を待つばかりなし8.9%、どんなにしても差別はなくなるしない2.2%という比重を占めていることは、けだし頑迷固陋というべきであらうか。

10 「一般に特殊部落」あるいは「同和地区」とよばれる地区の改善は部落の人々にさせた方がよいと思われますか、それとも国や市(町村)がもつと努力すべきでしょうか、という問いに対する答は(表X1-14)

住民の自主的解決にまかせる男4/9% 女2/8%

国や市町村が解決に力を入れる男5/11% 女7/39%

その他 男2/0% 女4/3% となっている

これによると自主的解決にまかせるよりも、国や市町村解決に力を入れる方の比重が男女ともに高くなっているが、そのなかでも特に女の比率が非常に高いことが注目される。またその意味では国や市町村が特別対策としての施設を行なうことに対する反感もさほどみられず、したがって寝た子を起すなどが、かえって差別を助長するというような意識は、ほとんど表面にはあらわれていないといえるだろう。

IV 総 括

1. 一宮町西町地区の沿革を見ると、南北朝時代に、一宮城主小笠原の家臣六右衛門、六左衛門の兄弟が、四国管領細川氏に追われて、この地に逃げ込み、そのまゝ住みついたことがあげられている。これはこの地区の地勢より見て一応首肯される。がしかしより確な史実としては、江戸時代の初期に、佐藤某というエタ身分のものが、隣村国府村から来て、この地に定着したことをあげるべきであろう。

つぎにこの地区の沿革で最も特徴的なのは、その職業である

明治維新の部落解放以後は、江戸時代に貶視された販賣からはまったく足を洗っており。皮革業や屠畜、食肉業者のいわゆる部落産業はみられない。明治以後大正から昭和にかけて、この地区の人々は筋肉労働のみで生活してきた。その立地条件をみてもわかるように、土地も資本も持たないこの地区の人々がその労働力に頼ったことは当然であろう。その沿革をみると土工、日稼、運搬夫、茂業、太八車、馬車挽き等がその主な職業となっている。現在職種もかなり増え、階層分化のきざしも現れてしだいに近代化の方向へ向いつ、あるとはいえ、労働力が最も重要な資源であることには何等の衰りもない。

いもう一つ、この地区で注目されることは、その著しい人口の増加である。現在の人口は明治初年の34戸から352世帯に増えており、過去100年間における増加率は実に10倍以上に達している。その上に前田氏の調べによる県内や県外に転出した別居世帯の数を加えると、その数はさらにおみただしいものとなる。これはおそらく全国的にみても類例のないものであつて、典型的な部落人口の増加のあり方を示すものといえるであろう。なおその理由として酒一升に豆腐3丁で結婚ができるという習慣があることや、次男、三男とつぎつぎに結婚し、早くから分家したことがあげられている。

もつとも戦後の傾向をみると昭和35年頃からしだいに減少しつつある。このことも最近の部落人口のあり方を示すものとして注目に価する。

② 黏喰川畔の丘の上、30度から50度の斜面にあるこの地区は、立地条件としてはきわめてよくない。これが農村地帯の中にある地区とは、到底考えられない。生活環境としても、住宅をはじめ、道路、上水、下排水等幾多の改善、改修を要する問題を抱えておりまた農業生産をはじめ、その他の経済活動についても数々の不利、不便を忍ばねばならない。このような不利不便な生活環境を改善することは容易ではなく、その意味では、この地区が祖先以来耐え忍んできた労苦は察するに余りある。

ところでこの地区は、現在、38年度から41年度までの4年計画で同和対策モデル地区事業を実施中であり、この計画の完成後においては、このような生活環境もその面目を一新するものが見られている。したがって、その晩には、この県の新産業都市の建設と相まって、この地区が多くの勤労者の住み心地よいベッド、タウンとなる可能性をもっているといえるだろう。

③ 精密調査によると、この地区の人口は1358人(351世帯)であつて、その内訳は男799人、女759人であり、女と比べて男が40人多い。その人口構成は次の通りである。

① 世帯別では1世帯平均4.4人強となつており、そのうち最も多いのは4人世帯21.6%、5人世帯19.1%である。また9人以上の家族が1.8%世帯もあり、この地区の世帯構成の人口密度がかなり高いことがわかる。

② 年齢別構成は、大體において釣鐘型となつており、15才から

19才までの人口についても、特に目立つような転出傾向は見られない。

③ 地域移動についてみると、明治時代からこの地区に居住を構えているものが、91.8%となつており、出生地の関係ではこの地区で生まれたものが82.6%となつており、また世帯主の移動状況を見ると移動経験のないものが87.5%を占めている。ついで配偶者及び家族についてみても、その出生地と移動経験は大體同様の傾向を示している。すなわちこれによると、この地区の人々は非常に強い定着性を示しており、また固定的であるともいえるよう。

④ 結婚関係について結婚形態をみると見合44.7%、自由55.3%となつており、見合と比べて自由がかなり多い。その父母や家族も大體同様の傾向を示している。

⑤ 初婚年齢についてみると、24才までに結婚したものは世帯主では80.4%、配偶者では75.1%を占めている。そのうち19才以下についてみると世帯主では20%、配偶者では53.5%となつている。すなわちこれによると世帯主配偶者ともにかなり早婚であることがわかる。また世帯主の家族についてみると、24才までに男72.8%、女100%というように、ほとんど同様に早婚の傾向を示している。

ところで明治以後、この地区の人口が著しく増加したことは前に見た通りであるが、その主な理由は、結婚に費用をかけない習慣があることと共に、このような早婚によるものであるこ

とは否定されない。

3. 通婚圏の状況を世帯主メタケースについてみると、その配偶者の73%までは同和地区の者であつて、地区外はわずかに6%にすぎない。また同和地区内では他元の西町地区が79%、其他の同和地区が14%となつている。すなわちこれによると全体の3割強は西町地区内で結婚しており、その通婚圏が非常に狭いことがわかる。

すなわちこれで見るとこの地区の人々はこの地区で生まれてこの地区に住み、この地区の人と結婚している。しかも婚期が早い上に、他に転出するものも少なく、その人口は着しく増加している。およそこのようなあり方は、その歴史性と社会性に鑑みて、社会外の社会に閉ざれた部落の人口状態の典型的な形を示すものといえるだろう。

5. その沿革をみたように、この地区の取業は土工日雇等を中心として発展したものであるが、その過程において農業、土建業、商、サービス業、公務員等が見られるようになった。ところで現在の取業構成をその生産年齢人口(992人)についてみると、自営では農業111人(11.2%)、製造業2人(0.2%)、商サービス業42人(4.2%)、その他の自営業30人(3.0%)となつており、雇用では事務係労働者61人(6.2%)、技術係労働者22人(2.2%)、単純では失封34人(3.4%)、一般305人(30.8%)、其他1人(0.1%)となつており、その他に無取のもの384人(38.7%)が含まれている。なお無取のものは配偶者、学生、老病者等である。これで見ても明らかなよ

うに、いまなおこの地区では失封と一般を含めて単純労働者が339人(34.2%)という高い比重を占めている。すなわち生産年齢人口の中の無取者38.7%を除くと、実にこれらの単純労働者はこの地区の有取者の55%を占めている。

つぎにこれらの有取者の就業率をみると世帯主では87.8%、配偶者では26.1%、その他の家族では59.3%となつている。

また出稼状況についてみると、その数は1/4人となつており、これは世帯数のす弱に当る。なお副業に従事しているものは家族員の僅かに7.9%にすぎない。

つまりこの地区の生活は、主として以上の就労によつて支えられているが、その状況については後でみることにする。

6. すでにみたようにこの地区の農業経営者は106世帯であつて、その耕地面積は26町5反歩であり、1世帯平均2.5反歩となつている。農業経営はこの地区の経済生活の1本の大きな柱であるが、しかし全般的にみるとその大半は零細なメノ種兼業農家にすぎない。その内訳をみると5反歩以上は15世帯11.1%となつているのに対して、3反歩以下の食養層は実に34世帯32.7%という高い比重を占めている。

くり返すまでもなくこれらの食養層は辛うじて食糧の自給をはかる程度のもにすぎない。また5反歩以上の経営者にしても専業農家として目をはかることは困難である。ただ一つこの地区で注目されることは小作農が3反以下のケースでわずかに3世帯にすぎないことである。もう一つこれらの耕地の大部

分は戦後の農地改革によって取得したものであり、その意味では生活を支える上に大きく役立っているということが出来るであろう。

なおこれらの農家の中に一町歩以上の山林利用者が27%みられることが注目される。

7. 精密調査によると、第一次、二次、三次産業を合せて60ヶ所の事業所があげられているが、市役所学校などを除いて、その大部分は中小、零細企業であり、経営主もこの地区の人々が多数を占めている。地区概況で見たように、これらの企業の中にはかなり多くの建設業が含まれているが、この企業は、農業と並んで、この地区の経済を支える大きな柱となっている。つぎに従業員の採用方法を見ると試験よりも縁故が高い比重を占めているが、その理由は建設業者の中にこの地区の人が多くことによるものである。また雇用の条件をみると常用が76.8%を占めているが、なお3分の1の臨時がみられる。これはこの地区の土木建設業の特徴を示すものといえるだろう。

つぎに366人の従業員について、その収入を見ると15,000円以下が158人42.9%となっており、失対労働者30人を含めて、低賃金の従業員がかなり高い比重を占めていることがうかがわれる。しかしこの中で公務員37人10.1%がみられることは、この地区の職業の新しい展開を意味するものとして歓迎される。

なお県外の事業所で働いているものが77%みられることをあげておきたい。

8. この地区の住宅状態は端的に言って甚だ悪い。その理由は土地条件でみた狭い斜面の上に、明治以後の人口の激増につれて小さな住宅が建てこんだことによるものである。精密調査によつて、その要訣をまとめてみるとつぎの通りである。

(1) 所有状態では、借家8%よりも持家92%が圧倒的に多い。借家は私有であつて公営住宅はない。

(2) 戸数では4戸が35%で最も多いが、1戸が29%で11%みられる。その中には7人家族が2世帯含まれている。

(3) 畳数では11畳から20畳が44.7%で最も多いが、4.5畳以下が17世帯4.3%みられる。

(4) 建築年数では昭和2年から10年までが27%を占めていて最も多いが、大正以前のものが34%となっており、その多くは老朽化している。

(5) 建築構造では97%までが木造である。ほかに建設業者の多いこの地区の特徴となっている。

(6) 借家の家賃は2000円までが25戸、3000円以下が3戸となっている。

(7) 宅地状況を見ると、自己所有地88.8%が多く、そのほかに借地14.2%みられる。

(8) 広狭別では30坪から44坪が28.8%で最も多いが、そのほかに20坪以下の狭少な宅地が30.7%あることが注目される。

(9) 住居設備では、上水道の設備のないものが44.9%を占めている。なお水道のあるものでは共同で使っているものが13.7%

みられる。

(9) 浴場では、あるものが29.6%みられるが、そのうち4.2%は共用となっている。

(10) 下水の排水設備はさきめて悪い。38.4%は不完全である。

(11) アロパンガス利用は58.7%となっているが、まだ薪炭を利用している世帯が66.4%みられる。

(12) 電灯は1灯の世帯が27.3%で最高を占めている。そのほか石油ランプを使用しているものが1世帯ある。

前にもみたようにこの地区ではそのほか道路、下排水等環境改善の上に多くの問題を抱えているが、以上のような住宅状態の改善を促すことは、目下の急務とされている。

(4) 精密調査によつてこの地区の生活水準をみると、その状況は次の通りである。

(1) この地区の世帯収入で最も比率の高いのは20,000円から25,000円までの82世帯23.3%である。つぎに25,000円以下の低所得者層についてみると186世帯53.0%となっており、その中には15,000円以下のものが48世帯16.5%含まれている。また50,000円以上のものをみると30世帯8.5%となっている。

すなわちこれによると25,000円以上の世帯収入のものが47%に及んでおり、その生活環境の如何にかかわらず、所得がしだいに上昇しつつあることがうかがわれる。

(2) 世帯支出についてみると、最も比率の高いのは15,000円から20,000円迄の82世帯23.4%であつて、つぎに25,000円以下につ

いてみると232世帯で65.8%となっており、そのうち15,000円以下が78世帯22.0%含まれている。また50,000円以上は13世帯3.7%となっている。これによるとその収入と比べて支出の多いものが少なくなく、その生活の苦しさうかがわれる。

(3) エンゲル をみると最も比率の高いのは4/から5/迄の18.9%であるが、これを6/以上についてみると44.8%となっており、かなり高い比重を占めている。その理由は明らかではないが、全般的にみて世帯家族の多いことによるものと推測される。なお4/以下はわずかに10.0%にすぎない。

これによると世帯支出の中でもエンゲル係数はかなり高い比重を占めており、その生活の困難性を物語っているといえよう。

つぎにこれらの世帯について耐久消費財の所有状況をみると電気洗濯機20.8%、冷蔵庫12%、扇風機26.8%、自動炊飯器50.7%、自転車88.3%、單車46.7%、ミシン32.3%、暖房器25.1%、ラジオ72.9%、テレビ43.9%となっており、その生活水準の一端をうかがうことができる。

10. この地区の地域活動は、福祉活動、文化活動、生産的活動の3部門に分かれており、その中で福祉活動はやゝ活発であるが、文化活動と生産的活動についてはほとんどみるべきものがない。その理由は経済的に社会的に、この地区の低位性によるものといわねばならない。

精密調査によると、新聞をとっているもの41.3%、雑誌をとっているもの19.3%、ラジオ72.9%、テレビ43.9%となつてい

でラジオを除いてはその半は低く、文化の程度をうかがうことが出来る。もっとも昭和38年6月、国保館が開設されたから、これら地域活動は国保館を中心として活発に展開せられることが大きく期待される。

11. この地区の教育状況をみると、世帯主の中にも不就学74%、小学中退97%があげられており、全般的に教育程度の低いことが指摘される。もっとも現状をみると、しだいに教育に対する関心が高まりつつあり、小、中学校ともに不就学長欠はほとんどみられなくなつた。つぎに小、中学校の教育状況をみると、基礎学力がかなり低いことが指摘されており、また高校進学率もそれ程高くない。しかし小中学校ともに、地区の児童生徒の教育については熱心に努力されているから、このような欠点もしだいに改善されるものと期待される。

12. この地区の生活福祉の状況をみると、生活保護はしだいに減少しつつあり、また世帯厚生資金は利用されていないことが目につく。

つぎに火災保険と生命保険の加入率は低率であるが、その半面、公的な社会保険はしだいに上昇しつつある。また相互扶助のために親母子会などがかなり利用されていることが注目される。

13. この地区の人々の生活意識を精密調査によつてまとめてみると、次の通りである。

① 職業に対する意識は、将来とも続ける、いまのところ続ける

の他はないという2つのケースを合せて95.1%を占めており、極めて停滞性が高い。

② 住居に対する意識は、将来とも住む、今のところ住む他はないという2つのケースが高い比重を占めているが、その半面において、できるだけ早く転居したい、近く転居するというケースもかなりの比率を示している。また前者では明治、大正年間の高年層が多く、後者では昭和年間の中年層以下が多い。

これによつて職業の関心よりも、居住地域または住宅の面でも転出を希望するものがかなり見られることがうかがわれる。③ 子弟の教育に対する考え方は、進学させる53%、就職させる47%となつており、まだ高校進学を望む世帯は一般と比べてかなり低い。進学を希望する理由としてはよい仕事に就かせるという意識が強く働いていることが指摘される。

つまりこれで見るとこの地区の人々の生活意識は、職業の面では停滞性が高く、住居の面ではやや動揺しており、教育の面ではかなり進歩的であるということができよう。

14. 社会意識と人権意識に関する調査は地区内と地区外に分けて、アンケートの形で行なわれている。この点は両者の意識を比較する上において参考となる点が少ない。

はじめに社会意識に関する設問をみると昔からの習慣やしきたりとして古くからおこなわれている神社や寺の行事、冠婚葬祭食祭の原因、義理人情の4項目が取り上げられている。その内容をみるとつぎの通りである。

の神社やお寺の古くから伝わっている行事について、大いに賛成。賛成の2つのケースを合わせてと地区内では78%、地区外では53%となっており、地区内の方がかなり高い。これはそれだけ古い考えに根拠されているというべきか。

(2)冠婚葬祭などで古くから行なわれているしきたりについて大いに賛成。賛成の2つのケースをみると、地区内では84%、地区外では80%となっており、大体において1のケースと同様な傾向がうかがわれる。

(3)貧富の原因が生まれや身分によって左右されるかという点について地区内と地区外の意識をみるとその逆りというケースが地区内82%地区外15.2%というようになりかなり食い違っており、この点については地区内では貧富の原因を生まれや身分によるものとしていることが注目される。

(4)人に頼まれたらやらねば仕方がないというような義理人情についての意識をみると賛成のケースでは地区内では45.1%、地区外では10.6%と大きく食い違っており、この点については地区外ではかなり割り切った考え方をしているが、地区内では今なお非合理的な義理人情に根拠されていることを明らかにしている。

すなわちこれで見ると、(1)のケースでは多少食い違っているにしてもそれ程大きな相違はなく、両者ともに今なおかなりの封建性がみられることを明らかにしている。ところで(3)、(4)のケースをみると、すでに指摘したように両者の大きく食い違

っている。すなわち(1)から(4)までのケースを通じて明らかにされている両者の意識は地区外では(1)、(2)のケースで古い封建性を温存しつつも、(3)、(4)のケースではかなり割り切った考え方を示しており、それだけ近代化の方向へ向っているといえよう。ところがこれに反して地区内では(1)から(4)までの全体ケースを通じて比較的封建性が強いといえるのみならず、特に(3)のケースで貧富の生ずる原因を生まれや身分によるものと評価している比率がかなり高いことはそれだけいわゆる部落差別のために、いかにいかに物語るものといえるだろう。

つぎに人権意識についてのアンケートは生まれや職業による差別と、結婚にかかわる差別の2つのケースに分けられており、その内容は下記の通りである。

(1)人は生まれや職業によって差別してはならないと憲法で定められているが、それが守られているかどうかという質問については、地区内ではかなり守られている66%無視されている24.2%となっており、地区外ではかなり守られている24.2%、無視されている75.8%となっており、この2つの意識は、両者の間でかなり食い違っている。

(2)結婚にあたって相手と自由を選ぶと憲法にうたわれているが、そのことが守られているかどうかという質問については、地区内ではかなり守られている8.5%、無視されている91.5%となっており、地区外ではかなり守られている37.0%、無視されている63.0%となっており、このケースも(1)のケース同様

両者の意識の上にかなりの相違がみられることを明らかにしている。

つまりこれで見ると憲法に規定されている人権に関する条項についても、地区内と地区外ではその捉え方がかなり違っている。すなわち地区外ではこの意識を人権一般の問題としてとらえているが、地区内ではそれを部落差別の立場から捉えているということが出来る。

以上の社会意識と人権意識を通じて指摘されることは、地区外の人々の意識については、大體において平凡であるということができるが、地区の人々の意識にはかなり問題点がみられる。すなわちその社会意識は半封建的であつて、今なお停滞性が強いといえるし、人権意識については、かなりの抵抗感が認められる。それが部落差別につながる反社会的な感情に基因するものがあることはいうまでもない。

15 差別意識についての調査は地区外の66世帯のみについて行なわれているが、その前に参考迄に地区内の世帯主について行なわれた差別の経験の有無をみると、交際関係転居16、進学3、就職30、結婚44計177ケースの差別があつたことをあげている。またニードについてみても、差別問題の解決を希望するケースがかなり高い比重を占めている。

ところで差別意識についての地区外調査は、(1)地区内に知り合いがあるかどうか、(2)地区のあり方を知っているか、(3)地区について何か気づいていることがあるか、(4)交際関係が生じた

場合交際するか、(5)地区や地区の人々が差別されていると考えているか、(6)以前と比べて地区がよくなったと思うか、(7)同和対策の必要性を認めるか、(8)必要性があるとすれば如何なる施策に力を入れることがよいか、(9)同和対策が効果を上げた場合差別はなくなると考えるか、(10)同和対策は地区の人々の自主性にもよるべきか、それとも国、地方公共団体の施策にまっべきかというように、かなり多くのケースに分けて調査されている。その答についてはすでにみた通りであるが、簡単にその要旨をまとめてみると次の通りである。

(1)についてみると、差別の有無にかかわらず、知り合いがあるというケースが男女とも高い比重を占めている。またその交友関係をみると、親しく交際しているでは男57.1%、女33.4%となっており、かなり交際していることが認められる。

(2)についてみると、地区の存在を知っているものは過半数を占めているが、中には知つていても答えないものがかなりみられる。

(3)地区について何か気付いたことがあるかという答をみると、いまなお住宅その他の生活環境が劣悪であることを指摘しているケースが少なくない。

(4)今後の交際関係についてみるとためらわずに交際するというケースが日常の生活では男女ともに大半を占めており、また結婚を前提とした交際についても男16.7%、女24.2%というようにやや前向きな姿勢を示している。

(5) 地区や地区の人々が差別されているかどうかというケースについてみると、差別されているという答が圧倒的多数を占めている。

なお差別の原因としては、生れがらぐ職業がらぐ、住むところがらぐ、生活程度がひくい、言動が粗暴である等があげており、その中で生活程度がひくい男15.1%女21.3%、言動が粗暴である男49.3%女32.8%というように、かなり高い比重を占めていることが注目される。

(6) 以前と比べて地区がよくなったと思うかという問いに対する答をみると、よくなったという答が男女ともに100%に近く、この地区が明治以後著しく改善向上したことを率直に認めている。その主な理由としては、生活環境、生活程度、住宅、経済道路、社会施設、教育面の向上等をあげている。ところがそれにしても悪くなったこととして、青少年の遊び、親切心が少ない、人情がうすくなりつゝある、子供の遊びや暴力等がみられるというケースが何れも10%以上の比率を示していることが注目される。これにしろと全体としては良くなったが、部分的にはなお悪い点があるということ指摘しているものと解すべきであろう。

(7) 国や他方公共団体の同和対策の必要性を認めるかというケースでは認めるという答が圧倒的に高い比重を占めている。

(8) 必要性があるとすれば、如何なる施策に力を注ぐべきかという答をみると、生活環境をよくすること24.2%、貧乏をなく

すること14.0%、経済を豊にすること16.8%、教育をたかめること21.3%、人権を尊重すること2.8%となっており、その中でも生活環境をよくすること、教育をたかめること、人権を尊重することの3つのケースがかなり高い比率を示していることが注目される。

(9) 以上のような同和対策が効果をあげた場合差別はなくなるかというケースについては、差別される、多少は差別されるの2つ合せて54.6%となっており、なお問題が残ることを指摘しているものが少なくない。

つぎになお差別されるという主な理由についてみると、一般社会に因習がある、生れがらぐ、心がひらけない、長い伝統は早急に解決できぬ、先入観があるため、理由なしに差別する、宗教などがらぐからではないか、教育の不徹底等をあげて、差別意識の根深いことを端的に表明している。

ついでそれではどうすれば差別はなくなると考えるかというケースをみると、同和教育の必要性を説くものが42.3%というように高い比重を占めていることは妥当な見解といえるが、それに反して地区の改善向上が行われた後においても、なおかつ自分から悪いことをなおすこと、言動をよくすること、金もうけであれば何でもするというようなケースが33.4%を占めていることを見逃してはならない。特に時を待つほかなし、どんなにしても差別はなくなるらないという2つのケースで11.1%を占めていることは不可解というほかはない。

(10)同和対策は地区の人々の自主性によるべきかそれとも国や地方公共団体の施策にまつべきかというケースをみると、地区の人々の自主性によらずというケースよりも、国や地方公共団体の施策によるべきであるというケースが、男々ともにかなり高い比重を占めている。これはゆでみたようにこの地区の生活環境からして同和対策の必要性を強く感じているものとみらるべきであろう。

以上の(1)から(10)までのケースによると、地区外の差別意識はかなり根深であるともいえるし、また結論的には差別の根が極めて深いことを端的に表明しているともいえるだろう。

もう一つに指摘されることは西町地区や地区の人々が差別されていることもよく知っているし、その理由として生活環境や言動がよくないことをあげていることである。

オニはそのような実情であるにもかゝらず、現にかなり交際しており、また日常生活の面では今後においても交際するという比重が高いことである。ただし結婚を前提とした場合には、その比率はかなり低くなっている。

オニは地区が著しく改善向上したことを認めており、また今後においても同和対策の必要性を認めるという比重がほとんど100%を占めていることである。

オニはそれにもかゝらず、同和対策が実施されて、生活環境がよくなり、その社会的、経済的地位が向上しても、なお差別は残るという考え方がかなり強いことである。

オニからオニまではともかく、オニのような意識のあり方は問題である。それは非合理的であるばかりでなく、明らかに矛盾しているといわねばならない。実態が変われば意識も変わるということは、今日ではもはや一つの常識であり、合理的な物の見方、考えである。にも拘わらず、こゝでは明らかに、このような意識のあり方を否定している。地区の社会的、経済的地位が向上しその生活態度が改善されても、なお且つ差別されるというような考え方は確かに誤りである。いうまでもなく、そのような誤った意識が根深く残っていて容易に解消されないことは、古い歴史につながる部落差別の根深さを意味するものであり、問題それ自体の深刻さを物語るものである。したがってその意味ではゆのケースで同和対策の必要性がかなりの比重を占めていることは、高く評価されねばならない。

V めとびき

一宮町西町地区の人々は、明治維新の部落解放以後、江戸時代の親された職業を棄て、厳しい差別とたたかいながら、勤労一本で生き抜いてきた。そのために職業の途も開け、生活も向上し、経済もかなり伸びてきた。1世帯当月収25000円以下の低所得者層が次第に減少しつつあることは注目に値する。その意味では、この地区の展望はかなり明るいものとなっている。しかしながら今後に残された問題も決して少なくない。

オニはその立地条件に鑑みて生活環境を徹底的に改善するこ

とである。起伏の多い斜面に、狭い宅地に小さい住宅があり、多くの家族が住んでいるというケースも少なくない。それに道は狭く、下排水は不完全である。このような悪条件は一日も速やかに改善されねばならない。その意味ではモデル地区計画の完全実施が切望される。

オ二は食生活の底を上げることである。勤労収入によって次第にその生活が高まりつつあるとはいえ、まだ世帯収入月収15,000円以下の最低生活者も少なくない。その意味ではこのような階層を解消するために社会保障や社会福祉を充実し、生活向上の道を切り開かねばならない。

オ三は単純労働者が多い現状に鑑み、その収入を高めるために新しい技術を身につけ、幅広い職業戦線の開拓に努力することである。そのためには、公共団体の職業訓練等とも緊密に連絡する必要があると考えられる。

オ四は教育に力を注ぐことである。基礎学力を高め、高校進学者を多くすることは就職を容易にし、社会的進出の道を切り開く上において特に必要である。

オ五は地区外の差別意識の現状とその問題点に顧み、同和放育の徹底をはかることである。特に社会教育としての同和放育の必要性が痛感される。

以上はこの地区に残された今後の課題であると考えられるが、それにしてもこの地区をさ、まで高めてきた先覚者木村和藏氏の功蹟を讃え、とともに、前田治氏の多年に亘る献身的な努力に対して深い敬意を捧げたい。